

官報号外 昭和六十一年五月十四日

○ 第百四回 参議院会議録第十六号

昭和六十一年五月十四日(水曜日)
午前十時三分開議

○ 議事日程 第十六号

昭和六十一年五月十四日
午前十時三分開議

- 第一 安全保障会議設置法案(趣旨説明)
第二 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第三 生物系特定産業技術研究推進機構法案
(内閣提出、衆議院送付)
第四 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第五 農林中央金庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
第六 研究交流促進法案(内閣提出、衆議院送付)
第七 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)(衆議院送付)
第八 昭和五十八年度特別会計予算總則第十一
条に基づく経費増額総調書及び各省各所所管
経費増額調書(その1)(衆議院送付)
第九 昭和五十八年度一般会計予備費使用總
調書及び各省各所所管使用調書(その2)(衆
議院送付)

- 議長(木村睦男君) これより会議を開きます。
〔總員起立、拍手〕
- 議長(木村睦男君) 本案について提出者の趣旨説明を求めます。後藤田国務大臣。
- 〔國務大臣後藤田正晴君登壇、拍手〕
- 議長(木村睦男君) 安全保障会議設置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。
- 近年における社会全体の複雑高度化、我が国での重要性の増大等によって、重大緊急事態の発生の可能性は潜在的に高まっていますが、こういった事態に対し迅速適切に対処し、事態の拡大発展を防止するため、内閣の果たすべき役割はますます増大をいたしております。臨時行政改革推進審議会の答申においても、かかる基本的考え方に基づいて、内閣に安全保障会議を設置することを提言をいたしております。今回提出いたしました法律案は、この答申の趣旨を最大限尊重して、内閣における総合調整機能強化の一環として、重大緊急事態への対処体制の整備を図るため、現行国防会議の任務を継承するとともに、重大緊急事態への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障会議を設置しようとするものであります。
- 以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。
- 第一は、安全保障会議の審議事項についてあります。
- 安全保障会議は、まず、現在の国防会議の任務をそのまま引き継いで、国防に関する重要な事項について、内閣総理大臣の諸問題を受け、審議、答申するほか、必要に応じ、内閣総理大臣に対しても意見述べることとしております。これに加えま
- す。内閣の進行について、総理、大臣、経済企画庁長官の認識と対処を同います。
- 久保田真吾君 私は、日本社会党を代表して、質疑の通告がござります。順次発言を許します。久保田真吾君。
- 〔久保田真吾君登壇、拍手〕
- 議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。久保田真吾君。
- 久保田真吾君 私は、日本社会党を代表して、安全保障会議設置法案について質問を行います。まず、本題に先立ちまして、余りにも激しい内閣の進行について、総理、大臣、経済企画庁長官と切り上がり、百六十円突破を記録いたしました。昨年九月のGDPからは実に五割もの切り上げであります。円高の進行が余りにも早過ぎたため対応でき

四六八

ない輸出産業の打撃と混乱は大きく、特に中小下
游企業の困難は加速されております。総理はまことに

大蔵大臣、昨年のG5でドル高是正の合意をし
たがこれほど急激な円高進行を予想されたわけでは
ないと思いますが、いかがでしようか。また、今
後の円の推移をどのように見ておられるのでしょ
うか。既に産業界から企業努力の限界を超えた円
高という叫びが聞こえますが、総理、大蔵大臣、
これをどうごらんになりますか。円を耐え得る水
準に引き戻し、ショックを和らげるためにどう対
処されるのか、お伺いいたします。

いのではありませんか。
総理、昨日発表された電気、ガス料金の値下げにつきましても、その時期は余りにも遅く、金額も少な過ぎます。その算定基準、一ドル百七十八円、一ペアル十九ドルを円高と原油安がとっくに追い越してしまい、これがもとに戻ることは考えにくいではありませんか。したがって、電気、ガス料金の再度の値下げを今すぐにも実施すべきと考えますが、総理の所見を伺います。
円高苦境だからといって賃上げを抑えられ、黒字がたまたたといって預貯金の金利は下げられ、財政再建だからといって医療、福祉、教育の負担増を強いられ、差益還元は遅々として進まず、秋には大増税のかけ声まで聞こえては、中曾根内閣

申し上げるまでもなく、我が国の憲法は議院内閣制をとり、内閣総理大臣が閣議で政策調整を図り、行政権の行使については内閣が国会に対しても連帯して責任を負うこととなつてゐるのであります。本来、内閣の構成員である國務大臣は、國家的視野に立つて重要な政策課題について閣議で論議すべき役割を担つてゐる所以ですが、歴代自民党的國務大臣は、この役割を十分に自覚しないままに、その所掌する行政機関の長としての立場にとらわれぎみだと言われます。これを改め、閣議を行政部門の意見調整、意思決定の基本とし、強力なりリーダーシップを發揮することこそ總理の任務ではありませんか。

それがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいふ。」と定義つけられておりますが、この定義が何を意味するのかおわかりでしょうか。極めて抽象的、あいまいであります。一体、国防と通常の緊急事態以外に我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態とはいかなる事態なのでしょうか。さらに、緊急事態とはだれが決めるのでしょうか、超法規的な措置を含むのでしょうか、このような点を明らかにしていただきたいのであります。

また、本法案は、緊急事態に対するトップダウンによる政府意思決定を定めるものと説明されておりますが、トップダウンと言えば、要は上意下達

て日米欧が協調介入に踏み切ったとき、あなたは円高の限度と速度についてどんなお考えを持つていらっしゃいましたか。結局、協調したのはこちらだけで、一方的協調ではなかったのでしょうか。

総理 日米貿易協定やサミットで米国に譲る代價として、入を要請したのではなかつたのですか。再度協議を強く求めるお考えはありますか。結局、G-5以来の通貨対策は我が国にとっては失敗だったのではないかではありませんか。その責任はどこにあるのか、明らかにしてください。

円高に苦しむ事業がある一方、円高と原油及び一次産品の大幅値下がりで予想を上回る莫大な差益が生じました。経企庁長官、今の時点で差益額はどのくらいになりますか。これを広く分配して内需を喚起すべきと思いますが、消費者への還元は一体どうなっているのですか。かつて原油値上げのときには、電光石火の勢いで狂乱物価が消費者を襲いました。今、還元がこのようにおくれているのは、政府の消費者の権利軽視と無策によるものではないでしょうか。経企庁長官は、輸入一次産品に頼る製品や一般輸入品の値下げについてどういう手を打っておられますか。経企庁の調べでも消費者還元はほとんど実勢を反映していない

いではありませんか。

総理、昨日発表された電気、ガス料金の値下げにつきましても、その時期は余りにも遅く、金額も少な過ぎます。その算定基準、一ドル百七十八円、一ペアル十九ドルを円高と原油安がとつぶに追い越してしまい、これがもとに戻ることは考えにくいのではないか。したがって、電気、ガス料金の再度の値下げを今すぐにも実施すべきと考えますが、総理の所見を伺います。

円高苦境だからといって賃上げを抑えられ、黒字がたまたたといって預貯金の金利は下げられ、財政再建だからといって医療、福祉、教育の負担増を強いられ、差益還元は遅々として進まず、秋には大増税のかけ声まで聞こえては、中曾根内閣の経済政策のもとで一般国民の生活にとっていいことは何一つありません。このような政策を今後どう転換されるのか、総理の所存をお聞かせください。

次に、本法案の提案する安全保障会議と議院内閣について伺います。

申し上げるまでもなく、我が国の憲法は議院内閣制をとり、内閣総理大臣が閣議で政策調整を図り、行政権の行使については内閣が国会に対しても連帯して責任を負うこととなつてゐるのであります。本来、内閣の構成員である國務大臣は、國家的視野に立つて重要な政策課題について閣議で論議すべき役割を担つてゐるのでありますが、歴代大臣の國務大臣は、この役割を十分に自覚しないままに、その所掌する行政機関の長としての立場にとらわれぎみだと言われます。これを改め、閣議を行政部門の意見調整、意思決定の基本として強力なりーダーシップを發揮することこそ総理の任務ではありませんか。

それを本法案によつて、「我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある」事柄について総理と少數の閣僚が密室の中で事実上決するといふことは、憲法の議院内閣制を實質的に変更し、寡頭独裁の政治を目指すものと言わざるを得ません。従いまして、これまでに公的、私的情報機関の多用

それがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいふ。」と定義づけられておりますが、この定義が何を意味するのかおわかりでしようか。極めて抽象的、あいまいであります。一体、国防と通常の緊急事態以外に我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態とはいかなる事態なのでしょうか。さらに、緊急事態とはだれが決めるのでしょうか、超法規的な措置を含むのでしょうか、このような点を明らかにしていただきたいのであります。

また、本法案は、緊急事態に対するトップダウンによる政府意思決定を定めるものと説明されていますが、トップダウンと言えば、要は上意下達の方式であり、封建時代または独裁体制の手法であります。トップダウンによる意思決定は本来民主主義とはじまらないものと考えますが、総理の所見を求めます。

元来、国防会議は、シビリアンコントロールの機能を発揮するため設けられたものであること

いではありませんか。

総理、昨日発表された電気、ガス料金の値下げにつきましても、その時期は余りにも遅く、金額も少な過ぎます。その算定基準、一ドル百七十八円、一ペアル十九ドルを円高と原油安がとっくに追い越してしまい、これがもとに戻ることは考えにくいのではないか。したがって、電気、ガス料金の再度の値下げを今すぐにも実施すべきと考えますが、総理の所見を伺います。

円高苦境だからといって賃上げを抑えられ、黒字がたまたまといつて預貯金の金利は下げられ、財政再建だからといって医療、福祉、教育の負担増を強いられ、差益還元は遅々として進まず、秋には大増税のかけ声まで聞こえては、中曾根内閣の経済政策のもとで一般国民の生活にとっていいことは何一つありません。このような政策を今後どう転換されるのか、総理の所存をお聞かせください。

次に、本法案の提案する安全保障会議と議院内閣制について伺います。

総理、あなたはかつて首相公選制を提唱し、首相に就任されてからは大統領的首相になりたいと、いう願望を述べたと言われております。特に、最近、貿易摩擦等の処理に当たって、各省庁の抵抗を抑えるため、総理の指導力を最大限に發揮するトップダウン方式の政治手法を改めて模索したと推測されるのであります。このような総理の考え方方に沿って、行革審から内閣の調整機能の強化と緊急事態への対処方策を答申させて、危機管理に名をかり、アメリカの大統領のように、あらゆる権限、情報を総理に集中させるシステムを確立しようとするのが今回の内閣の調整機能の強化の意図ではないのでしょうか。しかしながら、今日アメリカでは、ホワイトハウスへの過度な権力集中が生み出す弊害に国内で厳しい批判も出ており、チェック機能の強化が各方面から指摘されているのであります。総理の求められる大統領的首相とはどういう首相でありますか。見解を伺いたいの

申し上げるまでもなく、我が国の憲法は議院内閣制をとり、内閣総理大臣が閣議で政策調整を図り、行政権の行使については内閣が国会に対しても連帯して責任を負うこととなるのであります。本来、内閣の構成員である國務大臣は、国家的視野に立って重要な政策課題について閣議で論議すべき役割を担っているのでありますが、歴代自民党の國務大臣は、この役割を十分に自覚しないままに、その所掌する行政機関の長としての立場にとらわれぎみだと言われます。これを改め、閣議を行政部門の意見調整、意思決定の基本として強力なりリーダーシップを發揮することこそ総理の任務ではありませんか。

それを本法案によつて、「我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある」事柄について総理と少數の閣僚が密室の中で事実上決するといふことは、憲法の議院内閣制を実質的に変更し、專門独裁の政治を目指すものと言わざるを得ません。総理は、これまでも公的、私的諮問機関の多用によつて国民を代表する国会での論議を遠ざけ、今まで内閣の連帶責任を空洞化しようとしておられたのですが、もしそのようない大統領的首相を望まれるのならば、むしろ國の象徴としての天皇制を廃止し、総理の議席も国会解散権も返上し、議院内閣制を大統領制に変える提案をされるべきなのであります。総理は議院内閣制を守るおつもりがおなじようにどうか。内閣総理大臣官房の再編は総理への権力集中を意図し、安保会議は内閣の中にある一つの寡頭内閣をつくるもので、到底認めるこゝはできません。総理の所見を求めます。

次に、安全保障会議設置法案について伺います。

この法案の問題点の中心は、重大緊急事態の内容であります。

重大緊急事態を「国防に関する重要な事項としての対処措置につき諮詢るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国に重大な影響を及ぼすた

それがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいふ。」と定義つけられておりますが、この定義が何を意味するのかおわかりでしょうか。極めて抽象象、あいまいであります。一体、国防と通常の緊急事態以外に我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態とはいかなる事態なのでしょうか。さらに、緊急事態とはだれが決めるのでしょうか、超法規的な措置を含むのでしょうか、このような点を明らかにしていただきたいのであります。

また、本法案は、緊急事態に対するトップダウンによる政府意思決定を定めるものと説明されておりますが、トップダウンと言えば、要は上意下達の方式であり、封建時代または独裁体制の手法であります。トップダウンによる意思決定は本来民主主義とはなじまないものと考えますが、総理の所見を求めます。

元来、国防会議は、シビリアンコントロールの機能を発揮するために設けられたものであることは言うまでもありません。今回、重大緊急事態に対するためなどと意味のよくわからない目的をつけ加えて安全保障会議を設置し、国防と緊急事態への危機管理を一つの機関で対処させることには、シビリアンコントロールの本来の目的を一層あいまいにするものと思われますが、総理のお考えを求めます。

さらに、安全保障会議は、新たに国家公安委員長、内閣官房長官を加えることとしております。このことは、危機管理の名において国内の治安維持について警察権力の強化と総理への権力集中をもくろみ、国家秘密法の制定、有事法制の確定、民間防衛体制を着々と実施しようとするものではないかと思うのであります。このような国民に新たな不安と不信感を与えるような法案は直ちに撤回すべきものと思うのでありますが、いかがでしょか。

また、これに関連して、有事法制の第三分類の

研究内容と目的は何か、いわゆる民間防衛についてもこの安保会議の対象にするのかについて官房長官の御答弁を求めます。

制、報道管制の意図が盛り込まれてゐることを見落としてはならないのです。すなわち、緊急事態への対処に当たつては報道、広報対策としての情報の秘匿がうたわれ、また、情報調査室を初め関係省庁を構成員とする合同情報会議では、情報の秘密保護のための関係職員の守秘義務の確保について所要の措置が強制されてゐるのであります。さらに、対外関係処理に当たつての行動ルールとして、外務省と各省庁間の保秘体制を強化とか、また行政情報ネットワークの整備の項目で、システムとしての秘匿性が必要とされるとしているのであります。情報が秘匿された中で、国民が知らない間に戦争に突入していった歴史的教訓を政府は想起すべきであります。

臨調は開かれた行政の実現のため情報公開の推進を答申したのであります。臨調答申を最大限に尊重するという政府の姿勢も、政府に都合のいい部分だけの尊重となり、都合の悪い情報を国民の目から秘匿する傾向は、マルコス疑惑の関連資料に見られるように最近甚だしいものがあります。總理、国民には、開かれた情報によって常に行政を監視し、批判し、正しい民主主義の実践を期待する権利があります。ホワイトハウスへの過度の権力集中を批判されるアメリカの国家安全保障会議すら、一方で広範囲の確立された情報公開制度を大前提としているのであります。總理は情報公開法の制定について臨調答申を尊重する意思がありなかどうか、伺いたいのであります。

また、世論の総批判を浴びて廃案となつた国家秘密法案を再び提出することはあり得ないと考えますが、總理の御見解を求めてます。

さらに、今回、内閣官房に外政調整室が設けられ

れることとしている点についてであります。総理は中曾根外交を標榜し、外務省の頭越しに外交を進めかねないとの情報をしばしば耳にいたします。二元外交のおそれが内閣官房への外政調整室の設置によりさらに増すのではないかと案ぜられるのですが、総理はどういう見解をお持ちでしようか。

総理、安全保障会議を設けることは、単に国防に関する事項を審議するだけではなく、国家の安全保障という観点から、国民の社会生活、経済生活、政治生活のすべてにわたって危機を想定して日常的に監視し、その情報を管理しつつ、緊急事態に一般的、予防的に対処せんがため、限定された臨時の措置などというものではなく、恒常的、恒久的に国民管理体制の確立を目指すものと考えざるを得ないのであります。このようく我が国のが制度と基本的に異なるものを今回法律として認めるることは断じてできません。最後に総理の所見を求め、本法案の撤回を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 久保田議員にお答えをいたします。

まず、円高の問題でございますが、為替相場の動向といふものは為替に聞けとよく言われるものでありまして、我々がその数字について申し上げることはできないのであります。しかし、最近の相場の動きはちょっと急激過ぎると前から申し上げておりますとして、長期的安定が重要であると考えておるわけでございます。

サミットにおきましては、お互いが経済指標を出して、そしてそれを著しく逸脱するかどうかお互いに監視し、是正の努力をし合おう、そういう話をしたわけです。そして、みんなが痛み分けで帰ったわけです。アメリカは大きな財政赤字、日本は貿易の黒字、ヨーロッパは産業の不活発とそぞら失業問題、これらを是正しよう、そうやってみんなで痛み分けで帰って、そしてウイリアム

ズバーグ・サミットのあのステートメントに基づいて、有用である場合には介入もやろう、そういうことを確認したのであります。サミットは、前から申し上げているように、個別通貨の話し合いをする場所じやなくて、政策調整それから構造改革への皆の努力をし合おうということを決めた場所なのであります。

アメリカのレーガン大統領には、私はサミットにおきましても、日本経済が急激な円高によつて非常に苦しい状況にある、また特に韓国や台湾やあるいは香港、シンガポール、あれはドルにリンクしているのですから円との差が〇〇%以上に開いて、我々は不利になつてきて、だつと今台湾、韓国から流入している、かつてのアメリカと同じだと、そういう状況を申し述べて、経済人にとっては耐えがたい状況にあるのだということは、日本経済の説明で各首脳にも強く申したのであります。

それで、レーガン大統領は、日本を去るに際しまして記者会見をやつて、こう言つておるのであります。まず我々はと言つて、あと途中ちょっと略しますが、我々は他のサミット参加国との経済政策調整の強化につき前進を見たと、そういうことをまず言いまして、そして我々はさらにこれが日米双方が望むところのより安定した円ドル関係をもたらすものと信ずると。日米双方が望むところのより安定したと、こういう表現をしておるのであります。

しかるところ、新聞でも御存じのように、アメリカのベーカー財務長官は上院の財政・銀行合同小委員会で次のように言つたと新聞にも書いてあります。ドルは円に対して以前のドル高分を相殺する以上の幅で下落してきたと。また、ドルの適正水準の目標を設けていないとのステートメントについて、市場は勝手に解釈しており懸念していると、こういう趣旨の表現を行つたところです。これらがどういうふうに相場に影響するか、きょうの寄りつきを見ますと、百六十五円、四円の線

を今動いてるという報告を受けました。これらは市場で決まる問題でありまして、我々がどういう問題ではありませんけれども、我々は、これらの材料が今後どういうふうに響いていくか、日銀当局がどういうような判断を示し行動するか見守ってまいりたい、そう考えておるところなのであります。

次に、円高対策については、四月八日に総合経済対策を行いましたが、最近における円の急上昇にかんがみまして、さらに緊急対策をつくるよう各省に指示いたしまして今大急ぎでやられてる中最でございます。

差益の還元につきましては、総合経済対策においてこれを決定いたしたところであります。特に主要輸入消費財の価格動向等については去る四月三十日に消費者等に情報提供も行つたところであり、今後ともこの輸入消費財についても円高効果が市場メカニズムを通じて国内販売価格に反映されていくよう強く指導してまいります。

けさの新聞にも、ごらんのように、電力、ガスについては約一兆八百五十九億円の料金引き下げを行う、これによりまして標準家庭は六月一日以降、月千四百円から千六百円ぐらの電力代、ガス代が安くなることになります。石油の製品についても、昨年の九月からことしの四月にかけて、リッターハundred thirty-eight円から百三十九円あるいはそれ以下に今もう石油は下がっておる。灯油にいたしましても、リッターハundred fifty-five円六十銭から六十二円九十銭に下がってきております。プロパンの値段についても約一千億円これを安くしようと、そういうことで、六月から月約三百円から四百円程度の引き下げということを今実行しようとしておるのであります。その他の輸入品につきましても、関係経済団体約五十四団体に対して円高効果の小売価格への反映を行うよう今強く指導しておるところでございます。政府といたしましても、このように努力しているということをぜひ御了解

願いたいと思うのであります。

今後の経済運営につきましては、やはり総合経済対策を実効あらしむる、内需を中心にして景気の持続的拡大を図つていくよう努力をしていく、そういう方面でまいりたいと思つております。

号外(官報)

さらに、いわゆる大統領的首相というお話をございますが、日本のような高密激動社会にあっては非常に動くテンポが速い、国際関係も非常に活動している時代であります。そういう意味においで、これに政治が合うように、あるいは先手を打つていかなければ国民のストレスはたまつて政治不信が起ることは必定です。そういう意味におきまして、政治は先手が大事であり、大衆本位に進むという意味におきまして、私の政治姿勢、行政が停滞してきておるのはよく目に見えており、政治手法として行つておると、官僚あるいは各省政府だけに任せたければ結局繩張り争いで、そして議を使い、そしてトップダウン方式でその障害を除去しなければ国民のニーズに合うテンポとりズムには合いません。そういう手法を使って行つておるという意味であります。

もちろん内閣法あるいは憲法に従つてやつておるのであります。総理大臣は内閣の首班として、行政各部の首班としての指導力を發揮しなければなりません。あの内閣法その他を見まして、も、罷免権を持つております。行政各部のやつたことに対する差しとめの権限も持っています。あるいは各省の権限疑義の裁定は内閣に譲つて総理大臣がやるというふうに書かれています。そう違つてきておるのであります。アーリカとイギリスの政府首脳との権限を巧みにコンバインされておるのが今日の日本憲法です。でありますから、戦前の総理大臣を頭に置いて政治をやつたら間違ひだと、私はこのように思いまして、

私流の手法でやつておる、そういうことであり、大衆民主主義の時代はこういう手法でなければ間に合わぬ、そう思つておるのであります。

議院内閣制を守ることはもちろん当然のことですが、安全保障会議の法的性格は、これは総理大臣の諮問機関であつて、国防会議と同じ諮問機関でございます。それで、国防に関する重要な事項あるいは重大緊急事態への対応措置というものについて総理の諮問を受けてその意見を表明する、こう度には変更はない。閣議決定を必要としないといふものについては、それそれ必要としない手続に従つて行う。それも法律で決まっておる手続に従つて行う、こういふことになるわけであります。

それからシビリアンコントロールの問題ですが、私は文民統制はさらに強化されたと思うのです。なぜなれば、国防会議というのは今はたしか防衛省設置法で決められておるのであって、防衛省の設置法の中に国防会議というものがつくられていっているということ自体が変則である。私は、独立しておるのである。官房長官を人選したのは、内閣の統一上、一番中心にあるのは官房長官でございます。国家公安委員長の場合には、やはり緊急事態については警察が非常に重要な機能を発揮するということがあるからでございます。

国家秘密保護法案といふものは、今、党で慎重に検討し、各方面の意見も聞いておりまして、練つておるというところでございます。

また、今回の法案によりまして国民管理体制へ移行するという御質問でござりますが、そういうことは全く考えておりません。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣後藤田正晴君登壇 拍手〕
○國務大臣(後藤田正晴君) 総理の御答弁を補足いたしましてお答えを申し上げます。

まず第一の、重大緊急事態はつきりせぬでは

行しているところもございますので、その成果等も今よく見守っております。とりあえずは各省庁の連絡会議を開きまして、窓口事務とかその他に對してできるだけ情報公開の趣旨に沿うように努力しておるところであります。

外政調整室について外交二元化にならないようにも十分注意をし、これは行革審の答申にその点は書かれておるところでございます。外交の本来の仕事は外務省です。しかし、各省を通じるいろいろ調整事務があります。特に今度のよもそのうちに十分注意をし、これは行革審の答申にその点は書かれておるところでございます。外務省は専門性の高い仕事でありますから、外務省だけではなかなか対応できない、外務省だけではなかなか対応できない、外務省だけではできない、そういうような意味において今度の外政調整室といふものも考えられておるのであります。しかし、農水省もあるいは通産省も、運輸省もあるいは厚生省も、各省をまとめいかなければなりません。外務省を尊重して二元化にならないようになります。

安保会議のメンバーにつきましては、先ほど提案趣旨の中で申し上げたとおりでございます。必要なに応じて各大臣も呼び得る、そういうことにしましておるのである。官房長官を入れましたのは、内閣の統一上、一番中心にあるのは官房長官でございます。国家公安委員長の場合には、やはり緊急事態については警察が非常に重要な機能を発揮するということがあるからでございます。

また、今回の法案によりまして国民管理体制へ移行するという御質問でござりますが、そういうことは全く考えておりません。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

いま一つは、重大緊急事態の認定はだれがするのか、こういう御質問もあつたと承知をいたしております。この会議で超法規措置をとつてそれを実行するといつたようなことはあり得ざることでございます。

いま一つは、重大緊急事態の認定はだれがするのか、こういう御質問もあつたと承知をいたしておりますが、これはやはり安全保障室あるいは各省の事務当局等の補佐を常々受けておる関係の所管大臣あるいは官房長官、こういう者の意見を参考にいたしまして、最終的には内閣総理大臣が判

断をせられるべきものであろう。かように理解をするわざでござります。

それから有事法制についての御質問がございまして、この問題は、自衛隊がその任務を有効かつ適切に遂行する上での法制上の問題点の整理を目的として、現在、防衛庁において勉強をしていただいている事柄でございます。このうち、第三分類の研究は、総合的な検討が必要と考えられる事項あるいは所管省庁が明確でない、こういう事項に属するのが第三分類でございます。したがって、これらについては政府全体として検討を進めるべき筋合いのものである、かとうに考えておるわけでございます。

それから、いわゆる民防衛についても安全保障会議の対象になるのかといった御趣旨の御質問もあつたやにお伺いをいたしましたが、現在、そういうことを対象としてやっていくという考え方を持っています。

今、総理から詳しく述べがございましたが

ちょうど本日、本会議場へ入る前が百六十四円七十五銭から百六十五円五十銭、三億五千万ドルの出来高といふところでござります。元来、あくまでも為替相場といふのは、お答えにもございまして、市場で決まるべきものでございます。

それで、昨年九月の五カ国蔵相・中央銀行総裁会議、これにおきまして、為替相場が各国の経済度とかということにつきましては、特定の予測などはございません。いわゆるそれぞの国には通貨主権がござりますから、そのところはおのずから限界があるわけであります。したがつて、一方的協調、こういった御主张もございましたが、大幅なドル高は正

が各国の経済ファンダメンタルズをよりよく反映するような形でなされたということは、総合的な協調というふうに言えるではなかろうか。

それからまた、米国における財政赤字、いわゆるグラム・ラドマン法の成立などによりましてその努力が芽生えてきた、あるいは政策協調の結果としての一連の利下げ、結果として協調利下げ、こういうことになりますが、これはまだ各国ともかなりの差はございませんものの、やはり政策協調ということに評価できるではなかろうかと考えます。ただ、最近の為替相場の動きが激激である、したがって、やはり安定が重要でございますので、そのためには、先般のサミットで決まりましたように、先進各国がより政策協調を何にも増して行うということにおいて合意されましたサマーランス、相互監視の強化、これが基本的には相場の安定には一番大事なことであるという認識の上に立っております。(拍手)

それから円高及び原油価格低下による我が国経済に及ぼす影響、及びそのメリットの面あるいはデメリット、そういう問題でございますが、なかなか調査の難しい面もございまして、はつきりとお答えをする段階に至らないわけでございますが、しかしこの主要輸入消費財の価格動向などにつきましては十分調査をいたしておるわけでござります。去る四月三十日には消費者等に情報提供を行っております。また、輸入消費財についての円高等の効果が市場メカニズムを通じて国内取引価格に反映されていくよう努めをいたしておりまして、通産省とも相協力をいたしまして、関係業界にも十分注意、行政指導を行つておる段階でござります。

る中期防衛力整備計画を決定し、国民合意であるに付ける。防衛費の対G.N.P.比一兆坪のなし崩しをもくろむなど、危険きわまりない道を歩み続けております。また、靖国神社への公式参拝の強行、スペイブ止法の提出など、中曾根内閣の時代逆行の政治についても触れざるを得ません。靖国神社への公式参拝については、既に「違憲の疑いをなお否定できない」という政府統一見解が厳然とあるにもかかわらず、総理は私的諮問機関を通じて公式参拝審議を打ち出しました。スペイブ止法に対するは、憲法に保障されている国民の知る権利を侵害する、乱用される危険性があるといった国民の確かな批判があり、前国会において廃案となつたにかかわらず、なお総理自身が成立させるよう努力すると明言までしているのであります。

このような軍事力増強、戦前回帰色の濃い中曾根政治の一貫した流れの中から、今回、安保保障会議設置法案が提出されたことは多くの国民が不安と危惧を抱くところであります。そうした国民の心情を總理はどう受けとめ、国民に対しどう理解解を求めていくお考えか、まずこの点をお伺いし

○議長(木村謙男君) 太田淳夫君
〔太田淳夫君登壇 拍手〕
○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました安全保険会議設置法案に対しまして、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。
総理みずからが改憲論者と称する中曾根内閣が、発足して三年有半が過ぎました。その間、「戦後憲法」を掲げた中曾根内閣などのような実績を上げたのか、中曾根政治の実態が何であつたか、今改めて問い合わせる必要があると思うのであります。
総理は、一千海里シーレーン防衛とその洋上防空体制の強化、集団的自衛権の行使につながりかねない自衛艦による米艦護衛問題への踏み込み、防衛政策の根幹をなす防衛計画の大綱の見直し発言、そして昨年九月には総額十八兆四千億円にも上

たいたいのであります。次に、この安全保障会議がどのような位置づけをなされるのかお尋ねいたします。

安全保障会議の設置につきましては、従来から各方面より提言されてまいりました。我が党としても、安全保障の問題は軍事面のみならず、資源、エネルギー、食糧等幅広い視野と長期間的展望に立って検討する必要があるとの観点から、現在の国防会議を解消し、政府部内に総合安全保障会議を設置することを提案しているところであります。

また、政府部内としても、故大平總理の政策研究会である総合安全保障研究グループが報告書を提出し、それを受けた形で鈴木内閣時代に総合安全保障会議の設置が積極的に検討されました。しかし、この際の政府の論議においては、国防会議を無視して新しい機構を考えることは実際的では

ないとの結論になり、安全保障会議のような機構の設置は見送られたのであります。そして、結果的には、総合安全保障関係閣僚会議の設置が閣議決定され、今日に至っている経緯があります。今回提案されている安全保障会議は、いわば同一の目的から生まれた同様の会議体であり、その意味で現在の総合安全保障関係閣僚会議とどういう關係になるのか、また実際的な運用面でどう異なるのか、明確にしていただきたいと思います。

さらに、安全保障会議は国防会議の任務を継承することにもなっておりますが、国防会議につきましては、臨調答申にも指摘されておりますように、必ずしもその機能を適切に發揮しているとは言いがたい、防衛予算や装備の単なる追認機関と墮しているとの批判もあることは事実であります。こうした批判にどう対応していくのか。特にシビリアンコントロールを充実強化するためには、事務部内の権限強化とスタッフの充実がぜひとも必要であります。国防会議から安全保障会議に変わっていくことによってこのシビリアンコントロールが具体的にどう強化されるのか、お伺いいたします。

次に、法案の内容について何点かお尋ねします。

まず、重大緊急事態とはいがなるものかという点であります。

政府の言う重大緊急事態の定義は非常にあいまいであると言わざるを得ません。政府は、この定義の抽象性への指摘に対し、将来起こう得るいろいろな事態を、どんなことが起ころうかわからない事態を具体的に書くということは大変困難であると答弁しておりますが、このように全く何が起こるか予想できない事態に対し、平素から調整の仕方についてマニアルをつくるとしているのは、矛盾も甚だしいと思われるを得ません。対処方針のマニアルが作成できるのであれば、もっと具体的かつ詳細に重大緊急事態を説明できるはずであります。この点について総理の明確なる御答弁

を求めてい

を求めるといふと思います。

また、政府の定義によれば、重大緊急事態とは非軍事緊急事態であつて、かつ通常の体制では対処困難な事態とされているものの、政府が事例として挙げている事態の中には、対応の仕方いかんによっては有事に直結しかねないものもあるのです。こうした事態は有事との境界が不明確あります。生むのであります。この点論理はいかがお考えか、御所見をお聞かせ願いたいと思ひます。

次に、これと関連して重大緊急事態の発生原因の多様性についても触れざるを得ません。

これまで我が国に起つた重大緊急事態として政府は、ミグ25事件、ダッカ事件、大韓航空機撃墜事件等を事例として挙げておりますが、それぞれその原因は全く異なるものであります。後藤田官房長官は、大規模地震の場合も重大緊急事態に該当する旨の答弁を行つておりますが、人為的要因に基づくものと自然的要因に基づくものとを統一的に一つの組織で検討することが適当かどうか、大いに疑問であります。この点については、昭和五十五年に内閣審議室が取りまとめた「国の総合安全保障に関する行政の仕組み」によれば、「危機管理」といつても、災害の場合、外部からの侵略がある場合等、種々のケースがあり、「それぞれ別個の危機管理体制が整備されていなければならぬ性格のものである」、このように指摘をしております。自然災害については中央防災会議があり、エネルギー危機については国民生活安定緊急対策本部があります。したがつて、そういう個別の対処制度を整備することが本来のあり方であり、最も適切な対応であると考えますが、總理並びに官房長官の御所見を伺いたいと思いま

安全保障会議の設置に伴なって行われる内閣調査室を情報調査室に改組するとされております。また行革審答申によれば、外務省情報調査局、防衛庁防衛局、警察庁警備局、公安調査庁との合同情報会議の設置が提唱されております。こうした考え方は内閣による一元的情報管理かとの懸念をどうしても生じさせるものであります。民主主義社会においては、自由な報道を通じた正確な情報に基づく国民の活動によるものと信じます。このような観点から、国民の知る権利に基づく幅広い情報公開に内閣の情報機能の強化が逆行することは絶対にあってはならないと考えるものです。このままでは、総理並びに官房長官の御所見をお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 太田議員にお答えをいたします。

まず、本法案提出の背景、趣旨についての御質問でございます。

最近の我が国のように高密激動社会となり、また国際的にも非常に高度の情報化時代に突入している状況におきましては、内外において、国の安寧性が発生する潜在的危険性は常にあります。そこで、安全保障会議は、國防会議の任務をそのまま継承するとともに、重大緊急事態を確保するための協議機関であります。この両会議は、その役割を異にするので、安全保障会議設置後においても総合安全保障関係閣僚会議は存続します。

なお、総合安保関係閣僚会議との関係でござりますが、この閣僚会議は、経済、外交等の諸施策について、安全保障の視点から総合性及び整合性を確保するための協議機関であります。この両会議は、その役割を異にするので、安全保障会議設置後においても総合安全保障関係閣僚会議は存続します。

シビリアンコントロールの問題は先ほど申し上げましたが、一つの例として、今までの国防会議設置法は、防衛庁設置法に規定されているものを、独立の内閣系統の法としてこれを前進させたと、そういう意味におきまして、私はシビリアンコントロールは一步前進していると思うのであります。国防会議の任務を安全保障会議にそのまま一方において引き継いでいる。重大緊急事態には、事態の推移によつては国防事態、つまり有事に発展しかねないものがありますが、会議で重大緊急事態の段階から審議することによって、有事に至らない段階で有事に至らしめないように、適切に国の意思を決定して有効な対処方針を決めていくことができると思います。以上のような理由から、いわゆる文民統制は前進すると考えております。

重大緊急事態の定義については、先ほど官房長官からお答えがありました。

これは、国防に関する事態以外の我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態のうちで、例えば災害対策本部とか国民生活安定緊急対策本部のような今日ある緊急事態対処体制では適切な対処が困難であるというものが当たるものでありまして、重大緊急事態の要件としては、緊急性と重大性と異例性の三つが規定されております。

さらに、これは有事体制をはかるものなのかなということであります。安全保障会議は、現在の国防会議の任務をそのまま引き継ぐとともに、重大緊急事態に内閣として迅速、的確に対処して、わば有事に至らない段階で有事に至らしめないよう事態の拡大発展を未然に防止する、それによって国の安全を確保しようというものであります。して、御指摘のようなものではありません。

次に、多様な重大緊急事態に統一的対処は適切かということでございますが、経済的な緊急事態

や自然災害などのように通常の対処体制によって適切に対処し得る事態以外の緊急事態であつて、その原因のいかんにかかわらず、いずれも我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に對応しようとするものでありまして、このようないくつかの事態は、内閣としての総合調整機能が機動的、効率的に発揮されることを目的として行うものであります。場合によつては国防事態に發展しかねないものもあるため、現行國防會議を安全保障會議に改組し、ここで統一的に處理できるようにしたと判断しております。

合同情報會議につきましては、合同情報會議（仮称）の設置、内閣調査室の改組等は、行革審の答申を踏まえて、内閣の総合調整機能が機動的、効率的に発揮されることを目的として行うもので、國民の知る権利を妨げるものではございません。

残余の答弁は関係大臣がいたします。（拍手）

〔國務大臣後藤田正晴君登壇　拍手〕

○國務大臣（後藤田正晴君）　補足をいたしまして

太田議員にお答えを申し上げます。

一つは、重大緊急事態の発生原因の多様性に由つて、これらを一つの組織で統一的に対処するには不適切ではないか、こういう御趣旨の御質問でございますが、これは先ほど、重大緊急事態といふのは、國防に関する事態以外の事態で、かつて経済的な緊急事態や自然災害などのように通常の対処体制によって適切に対処し得る事態以外の事態であると考えておる、こういうお答えを申しながら、この点も考えまして、通常の体制がかなり整つておるもの、それらの対処体制において処理させることが合理的であると、かように判断したからでございます。

また、重大緊急事態の例として、先ほどミグ25事件であるとかKAL事件であるとかダッカ事件である、あるいは関東大震災のことき過去の例を中心上げましたが、これらは人為的な事故であれ、あるいは自然的な事件であれ、その発生原因のいか

んにかかわらないで、いずれも我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事態であり、なお、関東大震災の例のようなものは、通常の災害対策では対応が困難な事態、例えば治安維持上重大な支障が生じるような社会的大混乱を伴った災害が過去の例でもあるし、これからもあり得るかもしれませんといったようなことを念頭に置きますて、例としてお答えをしておるわけでござります。こういった事態は内閣としての総合調整を要するものでございまして、また場合によつては、処理のいかんによつては国防事態にまで発展しあねないものも考えられるわけでござります。そこで、現在の国防会議を改組して、ここで統一的に処理することが迅速、適切に処理する上で合理的ではないか、こういう判断をして改正を御提案申し上げておるような次第でござります。

それから合同情報会議の設置、内閣調査室の改組等による内閣の機能強化は、国民の知る権利、これの妨げになりはしないかという御趣旨の御質問もございましたが、御案内のように、現在は外務省であるとかあるいは防衛庁であるとか、法務省であるとか警察庁であるとか、その他多くの官庁でそれぞれの所管行政を進める上において必要な情報を所管としておる部局があるわけでござります。これらはやはり定期的に合同の情報会議といったよな趣旨のものを設けまして、定期的にお互に所管行政の状況を知り合う仕組みをつくって、そのことによって内閣全体の重要政策に関する総合的な把握を図ること、これが適切であろうと、こういうことで行革審の答申を踏まえて設置しようという考え方を持つておるものでござります。

また、内閣調査室の改組のことにつきましては、内閣の総合調整機能の強化を図るために情報の収集分析体制等を強化する必要があるということとで、今回内閣の調査室を情報調査室へ改組をす

〔議長退席、副議長着席〕

第二に、本法案の最大の眼目は、日本平時の段階から自衛隊の日米共同作戦参加の体制をつくるとしている点にあります。

そこで具体的に伺います。次のような事態は安全保障会議の議題とされることになるのではないかということになります。その一、在日米軍が極東地域へ出撃するという事態での便宜供与はどうか。その二、西太平洋の公海上で日米いずれかの艦船が攻撃を受けるという事態での日米共同対処はどうか。その三、米海軍の公式戦略として発表されたワトキンズ作戦部長、ケリー海兵隊司令官の論文で明らかにされました米軍の太平洋、オホーツク海でのソ連潜水艦など海軍戦力への攻撃、サハリン、千島への海兵隊の進攻という事態での日本の協力、支援を求められた場合はどうか。以上について、総理の明確な答弁を求めるものであります。

第三に、安全保障会議と有事法制研究とのかかわりについてであります。

政府はこの点について、有事法制研究の第三分類は、所管が決まっていないわけだから、内閣全体で取り組むべき課題であり、安全保障会議で取り上げそして調整をすると述べていますが、これは安全保障会議で、航空、船舶の運航統制でありますとか電波統制など、第三分類の有事法令を具体的に促進するということなのかどうか。また、第三分類だけでなく、自衛隊法百三条に基づく政令制定などの第一分類、有事の際の戦死者の取り扱いや野戰病院の設置などの第二分類、さらには国家機密法、このような有事法制全体について安全保障会議で促進していこうとしているのではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

第四に、安全保障会議と国民の集会の自由など基本的人権との関係についてであります。

國家公安委員長が新たに正式のメンバーとなり、また政府の答弁によれば、自衛隊の治安出動も議題とされ、大災害に伴う社会不安も重大緊急

なおまた、藤波前長官が緊急事態が起つた場合、報道機関等に協力を求めることがあり得ると答弁をおおるが、これは報道統制、世論説導につながるのではないか、こういう御心配でござりますが、さようなことはございません。緊急事態が発生した場合に適切に対処する、それがために何といつても国民の理解と協力が私は不可欠であろう、かように考えるわけでございまして、(拍手)

○副議長(阿見根登君) 答弁の補足があります。

○副議長(阿見根登君) 答弁の補足があります。

中曾根内閣総理大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 登壇、拍手)

〔國務大臣(中曾根康弘君) 登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) ただいまの御質問の中では、在日米軍、極東地域への出撃の便宜供与という問題でございますが、これは安保条約による条文の解釈の問題になると思います。これは事前に協議そのほかにおきまして從来政府が答弁しているとおりの範囲内に限定されるということです。

それから米海軍がオホーツク海等へ進攻をする場合の日本の協力支援という御質問でございますが、この問題につきましても、日本の協力支援、自衛隊のことを意味しているかもしれません、日本が侵略されているという場合に、日本に対する輸送船団で、日本に食糧や燃料を供給している船が攻撃される場合の協力関係等について、今まで私は答弁していると思います。そのような限定されに駆けつける米軍あるいは日本に対する輸送船団で、日本に対する日本の協力として、そしてそれは駆けつける米軍に対する日本の協力としているのはあり得ると、従来答弁したとおりでございま

して、それを出るものではないません。(拍手)

○副議長(阿見根登君) 関嘉彦君。

〔関嘉彦君登壇、拍手〕

○關嘉彦君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、提案されております安全保障会議設置法案について、二点ほど總理大臣に質問したいと思つております。

民社党は、かねがね、現在の国防会議を改組強化して国家安全保障会議を設置するよう提案してまいりました。その理由は、國家の安全保障の問題は防衛庁のみに任せておくには余りに大きな問題である。シビリアンコントロールのもとで治安、財政などの国内的な要因あるいは外交などとの関連で総合的に対処すべき問題であるのに、現在の国防会議は防衛庁設置法のもとにづくられたせいか、その運用が形骸化し、事実上防衛庁で決めた業務計画あるいは予算の追認機関にはかならない、国家の安全をそのときそのときの情勢に応じて審議する機関になつてない、それゆえそれを改組して国家の安全保障の問題を総合的、包括的に取り扱い得るようにするためでございま

す。

会議が国家の防衛のための会議であるのと同じ精神において、今度設置されるものは当然に国家の安全保障の会議でなければなりません。總理は、

去る三月二十五日の衆議院本会議で、我が党的な議員の同趣旨の質問に対し、國家という字を挿思つております。

私は、戦後、政治家が国家の問題を正面から取

り上げずに、それに対し逃げ腰の態度をとつてきたことが、国民の間に国家をうさん臭いものに見えさせ、国防の観念を怠らにし、臨教審の

もともと日本語の國家あるいは國という言葉は極めて多義的な言葉であります。ある場合にはそ

れは郷土、カントリーを意味し、ある場合には國の利益というように国民共同体すなわちネーションを意味し、またある場合には權力的統治機構、特に中央政府すなわちガバメントを意味しております。しかし、政治学的には國家というのは狭い

意味では權力的な統治機構を意味しますけれども、広い意味では一定の領域内で他と区別される

一体性、アイデンティティと申しますが、一体性を有する人々が共通の統治機関を有する状態、

意味では權力的な統治機構を意味しますけれども、広い意味では一定の領域内で他と区別される

一体性、アイデンティティと申しますが、一体

性を有する人々が共通の統治機関を有する状態、

意味では權力的な統治機構を意味しますけれども、広い意味では一定の領域内で他と区別される

一体性、アイデンティティと申しますが、一体

す。安全保障というだけではこの法案が何の安全を保障するのか明白ではありません。現在ある国防会議が国家の防衛のための会議であるのと同じ精神において、今度設置されるものは当然に国家の安全保障の会議でなければなりません。總理は、

もともと日本語の國家あるいは國という言葉は

極めて多義的な言葉であります。ある場合にはそ

れは郷土、カントリーを意味し、ある場合には國の利益というように国民共同体すなわちネーションを意味し、またある場合には權力的統治機構、特に中央政府すなわちガバメントを意味してお

ります。しかし、政治学的には國家というのは狭い

意味では權力的な統治機構を意味しますけれども、広い意味では一定の領域内で他と区別される

一体性、アイデンティティと申しますが、一体

性を有する人々が共通の統治機関を有する状態、

意味では權力的な統治機構を意味しますけれども、広い意味では一定の領域内で他と区別される

危険なことあります。安全保障の対象は決して権力機構としての国家であつてはならない、国民共同体としての国家でなければならないと考えますけれども、もしそれに總理が同意されたならば、國家という語を避けること自体がおかしいのであります。

私は、戦後、政治家が国家の問題を正面から取

り上げずに、それに対して逃げ腰の態度をとつてきたことが、国民の間に国家をうさん臭いものに見えさせ、国防の観念を怠らにし、臨教審の

答申で「國を愛する心の涵養が必要であり」という

ような、諸外国であれば言わざるがなることをあ

えて強調しなければならなくなつたその原因は、まさにこの点にあると思うのであります。なぜ總理はそのように国家の言葉を敬遠し、単に安全保

障会議とされたか、それを明らかにしていただきたい。

第一の質問に移ります。それは、この会議の事務局の権限が実質的に格下げになるのではないか

という危惧についてであります。

この会議が引き継いでおります国防会議におい

ては、その事務をつかさどる事務局長は、内閣總理大臣から任命され、議長の命を受けて直接に事務を掌理する云々ということが国防会議の構成等

に関する法律で明記されておりました。ところ

が、今回の安全保障会議の場合には、内閣官房が処

理大臣から任命され、議長の命を受けて直接に事務を掌理する云々とあるが、多分その事務は内閣官房の書かれおりません。多分その事務は内閣官房の

中の安全保障室が担当するものと思われますけれども、何か事務局が格下げになつたのではないか

といふような印象を与えます。

この安全保障会議のような各省にまたがる広範な行政を調整する機関が、成功して所期の目的を

おさめ得るかどうかは、その審議の準備をする事務局がどのような権限を持ち、また、どのような

地位の人がそのいわば事務局の事務を掌理する

か、担当するかに依存するところが大きいわけで

あります。私は、この安全保障会議の事務を総括する者は、国防会議の事務局長の場合と同じように、事務次官クラスの人を總理大臣が任命し、安全保障会議の事務に関する限りは議長の命を受けようにすべきではないかと考えております。事務局が国防会議のときに比して格下げされるのではないかと危惧するのでありますけれども、私の危惧が杞憂にすぎないものであるかどうか、それを確認しておきたいと思います。

第三は、この安全保障会議が設置された後にどのような事項を審議するかの問題であります。

新しい会議は、現在の国防会議の任務を引き継ぐほか、大韓航空機事件やミグ25の亡命事件のような緊急事態の発生に備えての必要な事項を審議するものと理解しておりますけれども、私は、そのほかに、現在では外務省の所管になつておらずところの日米安保条約のあるいは改定の問題であるとか運用上の重要な問題、さらには現在問題になつてゐるところのSDIなどの参加の問題、あるいは軍縮についての基本方針、そういった国家の安全保障の基本問題は設置法第二条の一に含まれる重要な問題であつて、外務省のみにゆだねるべき問題ではないと考えます。もちろんその対外交渉は外務省を通ずるべきでありますけれども、基本方針の審議はこの会議が行うべきであり、事務局は絶えずその審議に対応し得る準備をなすべきものと考えております。この点についての総理の見解をお伺いいたしました。

このほか、個々の点で異論がありますけれども、それは委員会審議の段階に譲りまして、最後に一言だけ言つておきます。このような国家百年の大計に關する組織の問題は、そのスタートが大事であります。従来の行きがかりにとらわれることなし、十分に再検討し、誤りなきを期せられたいことを希望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣(中曾根康弘君) 関議員にお答えをいき〕

たします。

関議員の國家、いわゆるネーションステートに関する御議論は傾聴いたしておるところでござります。今回、國家という名前をつけなかつたといふのは、一つは、行革書の答申がついておらない

というのが一つの理由でもござりますけれども、前にも申し上げましたように、ちょっといかめしい感じが与えられる。それで、学問的定義の問題と国民的理解の問題というのは少し差があります。国民的理解を求めるというのは政治の場であります。したがつて、学問的定義の正確性というのももある程度は我慢してもらわないと政治が動かないというそういう場合もあり得る。そこで、国防会議の国防というのは国家の防衛、国防会議の仕事を引き継ぐ、そういう印象がそのまま残るということはちよつとどうかなと。やはり非常に幅の広い、外交からあるいは建設関係から金融から経済に至るまでの緊急事態というものを考えますと、幅の広い概念で安全保障会議と言つた方が国民的に理解されやすい、誤解を生まない、そういう意味でこのようにしたので御理解をいただきたいと思うのでござります。

事務局の格下げではないかという御質問でございますが、そういうことは断じてございません。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十三日
参議院議長 木村 瞳男殿
通信委員長 大森 昭

森昭君。

審査報告書

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月二十五日
参議院議長 木村 瞳男殿
衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 瞳男殿 衆議院議長 坂田 道太

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 木村 瞳男殿 衆議院議長 坂田 道太

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 木村 瞳男殿 衆議院議長 坂田 道太

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 木村 瞳男殿 衆議院議長 坂田 道太

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 木村 瞳男殿 衆議院議長 坂田 道太

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 木村 瞳男殿 衆議院議長 坂田 道太

有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となるとする者を含む)は、放送事業者に対し、前項本文の同意(以下

單に「同意」という。)につき協議を求めたが、そ

体制に変更を加える必要は認めるものではございません。

本法案につきましては、何とぞ、御審議の上、早急に成立の方をお願い申し上げる次第でござります。(拍手)

○副議長(阿良根登君) これにて質疑は終了いたしました。

附帯決議

政府は、この法律の施行にあたり次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送・通信手段が複合・融合化するニーズ時代に適切に対応するため、長期的展望に基づく放送政策を早期に策定し、新時代に即応する放送制度の確立に努めること。

一、衛星放送、地上放送、CATVのそれぞれの特性を活かした位置付けを明確にし、各メディアの調和ある発展を図ること。

一、再送信の同意に関する事は、当事者の自主的な解決を第一義として努力し、裁定を行うにあつては、関係者の意見を十分聽取するなど慎重に対処すること。

右決議する。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に關し、郵政大臣のあつせんの制度に代えて裁定の制度を設けることとするとともに、郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

の協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、郵政大臣の裁定を申請することができます。

4 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

第十三条に次の四項を加える。

5 郵政大臣は、前項の放送事業者がそのテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信することができるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送、その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならぬ。

7 郵政大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。第二十六条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三条第三項の裁定をしようとするとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定により行われたあつせんの申請については、なほ前例による。

〔大森昭君登壇、拍手〕

を改正する法律案

日程第五 農林中央金庫法の一部を改正する法律案

○大森昭君 ただいま議題となりました有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るために、再送信の同意に関する機会を与えるべき等の場合の措置として、郵政大臣のあつせんの制度にかえて、裁定の制度を設けることとともに、郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないこととするものであります。

委員会におきましては、裁定制度の行使のあり方、放送メディアにおける有線テレビジョン放送の位置づけ等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、片山甚市理事より、長期的展望に基づく放送政策の早期策定等の三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とするに決定いたしました。

昭和六十一年五月九日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 瞬男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今後の生物系特定産業技術の急速な進展の可能性にかんがみ、農林漁業、飲食料品製造業等に関する技術であつて生物に密接に関連する試験研究が必要なもののが高度化を推進するため、民間において行われる当該技術に関する試験研究に必要な資金の出融資その他の業務を行い、併せて農機具の改良に関する試験研究等の業務を行つた法人として、生物系特定産業技術研究推進機構を設立しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(阿見根登君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(阿見根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長(阿見根登君) 日程第三 生物系特定産業技術研究推進機構法案

日程第四 農林水産業協同組合貯金保険法の一部

は、農林漁業等に生産性の飛躍的な向上、新製品の開発等の画期的な技術革新をもたらす可能性を有している。

よつて、政府は、その試験研究について、安全性等の問題にも留意しつつ、適正な推進を図るとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、生物系特定産業技術研究推進機構の運営に当たつては、農林水産政策等との整合性に留意しつつ、その成果が、広く農林漁業等の振興に活用されるよう努めるとともに、機構の利用が、少數の企業に偏りたり、企業の私的な利潤追及のためにのみ行われたりすることのないよう配慮すること。

二、機構の円滑かつ自主的な運営に資するため、必要な資金及び人材の確保に努めるとともに、その人事については、設立の趣旨、業務の性格等に即し、内部人材の登用を含め、適材適所による適正な人員配置を行うこと。

三、民間研究促進業務の中心となる出融資事業については、研究プロジェクトの選定、研究成果の評価等を行う専門的審査体制を整備し、事業の公平な運営及び資金の有効活用を期すること。

四、農業機械化促進業務については、農業機械化研究所が果たしている役割的重要性にかんがみ、従来の機能及び国際的評価が損なわれるとのないよう、組織、業務運営等に十分配慮するとともに、同研究所の職員については、機構への継続雇用により、その身分を保障し、給与等の勤務条件にも不利益を生ずることのないよう措置すること。

また、農業機械の試験研究、検査等に当たつては、農業労働力の高齢化、女性化等の実態に即応して、機械の安全性の確保等に十分留意すること。

五、農林漁業等に関する技術の試験研究については、基礎的研究の重要性にかんがみ、この分野

府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の出資の募集は、第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務ごとにしなければならない。

4 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、農林水産省令、大蔵省令で定める。

(設立の認可等)

第十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を農林水産大臣及び大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十三条 農林水産大臣及び大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、生物系特定産業技術に関する試験研究の促進及び農業機械化の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 農林水産大臣は、前項の規定による認可があつたときは、連帶なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時において、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十四条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、連帯なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、選任なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、選満なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

(第三章 管理)

第十六条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(役員)

第十七条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事三人以内及び監事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 役員は、機構を代表し、その業務を総理する。

(役員の解任)

第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の任命)

第二十二条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

2 監事は、機構の業務を監査する。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼任禁止)

第二十三条 役員(非常勤の理事及び監事を除く。)は、益利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(評議員会)

第二十五条 機構に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。

4 第二十条並びに第二十二条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員の任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十七条 機構の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二十九条 機構は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務(次項の業務に該当するものを除く。)を行う。

一 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 政府以外の者に対し、生物系特定産業技術省令で定める。

に関する試験研究を国の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。

三 政府以外の者の委託を受けて、生物系特定の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

四 生物系特定産業技術に関する試験研究を行なう政府以外の者に対し、國から当該試験研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

五 海外から生物系特定産業技術に関する研究者を招へいすること。

六 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 生物系特定産業技術に関する調査すること。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項に掲げる目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(民間研究促進業務に係る勘定については、当該勘定に係る残余の額に改令で定める率を乗じて得た額以上の額)は、積立金として整理しなければならない。

二 機構は、民間研究促進業務に係る勘定において、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、主務大臣の認可を受けて、その残余の額を民間研究促進業務に係る出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

四 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

五 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

六 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

七 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

八 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

九 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十一 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十四 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十五 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十六 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十七 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十八 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十九 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十一 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

認に保る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(民間研究促進業務に係る勘定については、当該勘定に係る残余の額に改令で定める率を乗じて得た額以上の額)は、積立金として整理しなければならない。

二 第二十九条第二項に規定する業務(以下「民間研究促進業務」という。)

三 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 機構は、民間研究促進業務に係る勘定において、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、主務大臣の認可を受けて、その残余の額を民間研究促進業務に係る出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

四 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

五 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

六 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

七 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

八 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

九 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十一 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十四 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十五 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十六 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十七 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十八 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

十九 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十一 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十四 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十五 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十六 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十七 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十八 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

二十九 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

三十 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

三十一 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

三十二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

三十三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

三十四 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

(借入金)

三十五 機構は、毎事業年度、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

三十六 機構は、次の方法によるほか、業務

上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

第三十九条 機構は、農林水産省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。(主務省令への委任)

第四十一条 機構は、この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 監督

第四十二条 機構は、主務大臣が監督する。

第二 主務大臣は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)

第四十三条 主務大臣は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況

若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

(出資者原簿)

第四十四条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、民間研究促進業務に係る出資及び農業機械化促進業務に係る出資とともに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、民間研究促進業務に係る勘定に属する額に相当する額を民間研究促進業務に係る各出資者に對し、農業機械化促進業務に係る勘定に属する額に相当する額を農業機械化促進業務に係る各出資者に對し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により農業機械化促進業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出

資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十六条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第二十九条第三項、第二十一条第一項、第三十三条、第三十六条第二項又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

2 第三十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

3 第四十一条の規定により主務省令を定めようとするとき。

4 第三十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

5 第三十九条の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

6 第四十条の規定による承認をしようとするとき。

7 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

8 第四十一条の規定による認可をしようとするとき。

9 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

10 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

11 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

12 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

13 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

14 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

15 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

16 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

17 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

18 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

19 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

20 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

可(民間研究促進業務に係る部分に限る。)又は第三十三条の規定による認可(民間研究促進業務に係る事業計画の部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

21 第三十九条の規定による認可(民間研究促進業務に係る事業計画の部分に限る。)をしようとするときは、農林水産大臣(以下「農林水産大臣等」という。)は、次のとおりとする。

(主務大臣等)

第四十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

1 役員及び職員並びに財務及び会計その他管

理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。)については、農林水産大臣

2 民間研究促進業務に係る資本金の増加、定期の変更、予算(事業計画及び資金計画を含む。)、財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、大蔵大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

3 民間研究促進業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関する事項については、農林水産大臣

4 民間研究促進業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、大蔵大臣

5 民間研究促進業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

6 農業機械化促進業務に關する事項については、農林水産大臣

7 この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項に関し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務(第十六条)に、「第五十六条 第六十条」を「第十七条」に改める。

第六条第三項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に、「行なわせる」を行わせる」に改める。

第八条及び第八条の二第一項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

第十条の二第一項中「附する」を「付する」に、

「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第二項中「附する」を

「付する」に、「若くは」を「若しくは」に、「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進

機構」に改め、同条第三項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第四項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条第六項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改め、同条を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 生物系特定産業技術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

(農機具の改良に関する試験研究等の業務)

第十六条 生物系特定産業技術研究推進機構は、農機具の改良に資するため、農機具の改良に関する試験研究及び調査並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

一 農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行うこと。

二 型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。

三 農機具の鑑定を行うこと。

四 第一号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六条を第十七条とする。

第五十六条を削る。

第五十七条中「五百万円」を「一千万円」に改め、同条を第十七条とする。

第五十八条から第六十条までを削る。

(農業機械化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 旧促進法(附則第十六条の規定によりなお効力を有する旧促進法を含む)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新促進法の相

当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

第十条 附則第八条の規定の施行前(研究所に

いては、附則第十六条の規定によりなお効力を有する旧促進法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された前条の規定による改正前の

地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第三百四十八条第二項第十三号の四に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産につ

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表農業機械化研究所の項を削る。

第七十二条の五第一項第六号の二中「農業機械化研究所」を削る。

第七十三条の四第二項第六号の二中「農業機械化研究所が直接」を「生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第十六条第一号に規定する業務で」に改める。

第三百四十八条第二項第二十三号の四を削る。

第三百四十九条の三第二十七項中「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に、「第三十九条第二号」を「第十六条第一号又は第二号」に改め、「かかわらず」の下に「同

年法律第二百五十二号」に規定する業務で政令で定めるもの

二十七の五 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法第十六条第一号に規定する業務の用に供する土地で政令で

規定する業務で政令で定めるもの

二十七の五 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法第十六条第一号に規定する業務の用に供する施設

規定する業務の用に供する施設

二十七の五 生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業機械化促進法第十六条第一号に規定する業務の用に供する施設

二十七項に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対し課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「農業機械化研究所」とあるのは「生物系特定産業技術研究推進機構」と、「第三十九条第二号」とあるのは「第十六条第二号」とする。

3 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された旧地方税法第七百二条の二第二項に規定する家屋については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋に係る同項の規定の適用については、同項中「三百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは、「生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第 号）附則第十三条にによる改正前の地方税法第三百四十八条第二項及び第三項」とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十五条 地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

（旧促進法等の暫定的効力等）

第十六条 研究所については、旧促進法、附則第十二条の規定による改正前の所得税法、附則第十二条の規定による改正前の法人税法、附則第十三条の規定による改正前の地方税法及び前条

の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律は、附則第二条第一項の規定により研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

第十七条 研究所の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であつた者に係るその職務に関する権利を得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定によりなお効力を有する旧促進法の失効後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る前条の規定によりなお効力を有する旧促進法の失効後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十八条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号の四の次に次の一号を加える。
五の五 生物系特定産業技術研究推進機構を監督すること。

第十八条中「第四条第一号」の下に「第五号の五（酒類製造業に係る場合に限る。）」を加える。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十九条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「及び国際協力事業団」を

「国際協力事業団及び生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

第十二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生物系特定産業技術研究推進機構に関する

こと。（第四条第六十号に掲げるものを除く。）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十三日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 隆男殿

農林水産委員長 成相 善十

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、経営が困難となつた農水産業協同組合に係る合併等に對する資金援助等の制度を設けることにより、農水産業協同組合の財金者等の保護の充実を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

近年急速に進展している金融の自由化は、系統

金融に対しても重大な影響を及ぼすものと懸念される。

よつて政府は、農山漁村における農協・漁協等

の果たす役割の重要性とその信用事業の実態を踏

まえ、系統信用事業の基盤の強化と効率化の推進に努め、また、その本来の使命に沿つた適切な運営が確保されるよう指導するとともに、本法の施行に当たつては、系統金融における貯金者等の保護と信用事業の信頼性を確保するため次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農水産業協同組合貯金保険機構の基金基盤の健全性を確保するとともに、保険料率の算定、資金援助の実施等本制度の運営に当たつては、預金保険制度との整合性の確保を基本としつつ、農協・漁協等の信用事業の特殊性に十分配慮すること。

二 資金援助業務の対象となる合併のあつせんに当たつては、組合員の意向が十分尊重されるよう指導すること。

三 農漁協系統組織による相互援助制度の充実を図るとともに、本制度に現在未加入の農協・漁協等に関しても相互援助制度の活用に係る資金援助業務の対象となるよう適切な方途を検討すること。

右決議する。

衆議院議長 坂田 道太
昭和六十一年五月八日

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

〔第三章 農水産業協同組合財金保険
　　第一節 農水産業協同組合財金保険
　　第二節 農水産業協同組合財金保険
　　第三節 保険料の納付 第五十一条
　　第四節 保険金等の支払 第五十五条
　　第五節 資金援助 第六十一条
　　補則(第六十八条)

第五十四条
第六十五条
第六十六条
第六十七条

「第六十九条・第七十条」に、「第六十四条・第七十条」を「第七十一条・第七十七條」に改める。

(目的)

第一条 農水産業協同組合貯金保険は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産

業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払を行うまか、経営困難農

必要が併存する等の二種を行つて、水産業協同組合に係る合併等に対し適切な資金

援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。

一 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第

二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業

二 水産業協同組合法第十一一条第一項第一号及 第二号の事業／三十九の事業に付帯する事

ひ第一号の事業（これらの事業は附帶する事

業を含む。)並びに同条第五項及び第六項の事業

三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第一号の事業(これらは事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第四項及び第五項の事業

この法律において「経営困難農水産業協同組合」とは、業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した農水産業協同組合(主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難になったことによりこれらの事態に至つたものに限る。)をいう。

この法律において「農水産業協同組合連合会」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第一号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

三 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

第二十七条第一項中「及び理事」を削り、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第三十四条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「次章」を「次章第二節」に、「保険」を「保險」の取扱に改め、同条第一号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

第三章第四節の規定による資金援助
第四十二条第一項中「保険金の支払に關し」を
「第三十四条第二号又は第三号に掲げる業務を行
うため」に改める。
「第三章 貯金保險」を「第三章 農水産業協同
組合貯金保險」に改める。
第三章中第四十九条の前に次の節名を付する。
　　第一節 保険關係
第四十九条の次に次の節名を付する。
　　第二節 保険料の納付
第五十条第二項を次のように改める。
2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の
規定にかかわらず、定款で定めるところによ
り、当該各号に定める農水産業協同組合の保険
料を免除することができる。
一 保険事故が発生したとき。 当該保険事故
に係る農水産業協同組合
二 第六十六条第一項に規定する適格性の認定等に
等が行われたとき。 当該適格性の認定等に
係る經營困難農水産業協同組合
第五十一条第二項中「長期的に保険料收入が保
険金を償う」を「保険金の支払、資金援助その他の
機構の業務に要する費用の予想額に照らし、長期
的に機構の財政が均衡する」に改める。
第五十四条の次に次の節名を付する。
　　第三節 保険金等の支払
第五十五条の見出しを「(保険金等の支払)」に改
め、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は前項
の」に、「第五十九条第一項又は第三項」を「第五十
九条第一項、第二項又は第四項」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加
える。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

第五十六条の見出しを「(保険金の額等)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金の支払を受けている場合におけるその者の保険金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定による金額から当該仮払金の支払を受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

5 保険事故について保険金の支払が行われる場合に、当該保険事故に係る貯金者等について支払われた前条第三項の仮払金の額が、第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

第五十八条第一項に次の二号を加える。

三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

第五十八条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次

に次の二項を加える。

2 主務大臣は、機構が、委員会の議決を経て、

前項の期限の延長を申請した場合には、一月を超えない期間を限り、同項の期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十五条第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 保険事故に関して前条第一項又は第三項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことの機構が知つたとき。その知つた日

三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併に係る第六十七条第一項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

第五十九条第四項中「前条第二項」を「前条第四項」とし、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項として、同条第三項を同条第四項とし、同条

第五項とし、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構は、前条第三項の規定により第五十五条

第三項の仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに、委員会の議決を経て当該仮払金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

第六十条中「除く」の下に「次項において同じ」とある。

2 機構は、第五十五条第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額(第五十六条第五項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。)に応じ、貯金者等が農水産業協同組合に対して有する当該貯金等に係る債権を取得する。

第七十条中「第六十二条」を「第六十九条」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第七十七条と

第六十九条を削る。

第六十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「第六十五条第三項の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十三条を第七十二条とする。

第六十四条中「五万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第七十二条とする。

第六十五条を第七十二条规定とする。

第六十六条中「五万円」を「五十万円」に改め、第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第六十七条を第七十四条とし、同条の次に次の二節を加える。

第六十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「第六十五条第三項の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十九条を第七十九条とする。

第六十条中「主務大臣の認可」の下に「第六十五条第三項の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十一条 合併（経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続するものに限る。以下同じ。）を行う農水産業協同組合で、経営困難農水産業協同組合でないもの（以下「救済農水産業協同組合」という。）は、機構が、合併を中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助を行うことを定めるもの

二 前号に掲げる取決めに準する取決めであつて主務省令で定める要件に適合するもの

規定期による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

二 第六十六条第一項又は第六十七条第一項の規定による報告をせず、又は不正の報告をしたとき。

2 前項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事

第六十六条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十五条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第五十八条第二項（第五十九条第四項）」を「第五十八条第四項（第五十九条第五項）」に改め、「含む。」の下に「又は第六十五条第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

2 第六十五条第三項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項の規定による決定をした機構の役員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条を第七十二条とする。

第六十六条中「五万円」を「五十万円」に改め、第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第六十七条を第七十二条とする。

第六十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「第六十五条第三項の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十九条を第七十九条とする。

第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第六十二条を第七十二条とする。

第六十三条を第七十二条とする。

第六十四条中「三万円」を「十万円」に改め、第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第六十五条を第七十二条とする。

第六十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「第六十五条第三項の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十九条を第七十九条とする。

第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第六十二条を第七十二条とする。

第六十三条を第七十二条とする。

第六十四条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「第六十五条第三項の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十九条を第七十九条とする。

第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第六十二条を第七十二条とする。

第六十三条を第七十二条とする。

（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合については、主務大臣に報告しなければならない。第六十二条 農水産業協同組合連合会又は農林中央金庫（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）が、農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより合併又は信用事業再建措置（経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を回復するために行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）について資金の貸付けその他の援助を行ふ場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、機構が当該援助について資金援助（資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

3 第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合連合会等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(適格性の認定)

第六十三条 第六十一條第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併については、当該合併に係る農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併について、都道府県知事(当該合併後存続する農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣)第七項及び次条第一項において同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前条第一項の規定による申込みに係る信用事業再建措置については、当該措置に係る経営困難農水産業協同組合及び同項の規定により当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われる時までに、当該措置について、都道府県知事(当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣)の認定を受けなければならない。

3 前二項の認定の申請は、第一項の場合については同項の合併に係る農水産業協同組合の連名で、前項の場合にあつては同項の経営困難農水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。

4 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該合併又は信用事業再建措置(以下「合併等」という。)が行われることと、貯金者等の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等に係る経営困難農水産業協同組

合について、合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

四 機構による資金援助(前条第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助)次条第一項において同じ。)が、合併後存続する農水産業協同組合又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の認定を行なうときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。

6 主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に対し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る農水産業協同組合のうち、いざれが経営困難農水産業協同組合であるかを明らかにしなければならない。

8 都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の認定を行なったときは、その旨を機構に通知しなければならない。

(合併のあつせん)

第六十四条 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合にお

いても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併(当該合併が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。)のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十一條第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併について資金の貸付けその他の援助を行うものは、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十二條第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(資金援助)

第六十五条 機構は、第六十一條第一項又は第六

5 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、直ちに、その決定による決算をしたときは、同項に規定する農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等とこれらの人に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

6 機構は、第一項の規定による資金援助を行うための決算を行なうときは、当該都道府県知事に報告しなければならない。

(合併等の契約の報告等)

第六十六条 第六十三條第一項若しくは第二項の認定又は第六十四條第一項のあつせん(以下「適格性の認定等」という。)を受けた農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等は、当該適格性の認定等に係る合併の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助(以下この項において「特定援助」という。)の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行なった都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併又は特定援助の契約書(救済農水産業協同組合にあつては当該合併の契約書及び当該合併に係る資金援助に關

要する)と見込まれる費用及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときによると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

する契約の内容を記載した書面、農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び当該特定援助に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、かつ、同項の契約書又は書面の写しを送付しなければならない。

(総会の決議等の報告等)

第六十七条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定に基づき当該適格性の認定等に係る合併について必要とされる総会若しくは総代会の決議又は組合員の投票における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣)に、その旨を報告し、かつ、当該総会若しくは総代会の議事録又は当該投票の結果を証する書面を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第五節 補則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員の任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に農水産業協同組合貯金保険機構の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附帯決議

我が国農林水産業をめぐる情勢には誠に厳しいものがある。このため、農林水産業における経営体質の強化と生産性の向上、農山漁村の活性化等を図ることが強く求められており、補助から融資への政策転換が図られる中で、農林中央金庫を中心とする系統金融の果たす役割は益々重要となつてゐる。

よつて政府は、本法施行に当たつては、農林漁業の協同組合等の中央金融機関としての基本的性格を踏まえ、その使命が十分果たされるよう次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 金庫の業務運営については、所屬団体への貸付業務の停滞等の実情にかんがみ、今後とも、金庫本来の使命に即した適正な貸付等の実施が図られるよう十分指導するとともに、組織強化、事業拡大、経営体質の刷新に努め、農山漁村の実情と組合員の資金需要に応じ、系統独自の低利融資の強化等で農林漁業融資の活性化を図ること。

二 金融環境の変化、自立化要請への対応等金庫をめぐる新たな情勢に的確に対応するため、金庫の性格や役割に即した適切な執行体制が確保できるよう努めること。

三 系統金融機関については、金融自由化の急速な進展等に対処するため、自己資本の充実等による経営基盤の強化及び資金コストの引下等にかかるものであつて、おおむね妥当な措置と認めること。

四 金融機能の拡充強化を図るよう努めること。

五 金融自由化の進展等に伴い金利変動が激しい時代を迎えており、近代化資金等の制度資金についても、その基準金利、末端金利のあり方などを検討し、円滑な資金融通を図ること。

六 出資者ノ加入及脱退ニ関スル規定

七 剰余金ノ处分及損失ノ処理ニ関スル規定

第六十八条 農林中央金庫法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十三日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 隆男殿

審査報告書

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年五月八日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 隆男殿

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第一目的

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 出資者タル資格ニ関スル規定

五 出資者ノ加入及脱退ニ関スル規定

六 出資一口ノ金額及其ノ払込ノ方法

七 剰余金ノ处分及損失ノ処理ニ関スル規定

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

なお、他の金融機関との競争条件を確保する

八 準備金ノ額及其次ノ積立ノ方法
 九 業務及其ノ執行ニ関スル規定
 十 農林債券ノ発行ニ関スル規定
 十一 役員ニ関スル規定
 十二 会議ニ関スル規定
 十三 公告ノ方法
 十四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキ
 ハ其ノ時期又ハ事由
 第四条 農林中央金庫ノ資本金ハ政令ヲ以テ定ム
 ル額以上タルコトヲ要ス
 前項ノ政令ヲ以テ定ムル額ハ百億円ヲ下ルコト
 ヲ得ズ
 農林中央金庫ハ其ノ資本金ヲ増加セムトスルト
 キハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
 農林中央金庫ハ其ノ資本金ヲ増加セムトスルト
 キハ主務大臣ニ届出ツベシ
 第五条第一項中「政府」を削り、同条第二項中
 「政府以外」を削る。
 第六条から第八条までを次のように改める。

第六条 農林中央金庫ニ非ザルモノハ其ノ名称中
 記ヲ為スコトヲ要ス
 第七条 農林中央金庫ハ政令ノ定ムル所ニ依り登
 前項ノ規定ニ依り登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ
 非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ
 滯ナク之ヲ公告スベシ
 第八条 民法第四十四条第一項、第五十条、第五
 十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一
 条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五
 条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三
 条、第七十四条及第七十八条乃至第八十一条、

三十四条ノ二乃至第三十七条、第三十八条ノ
 二、第三十九条第一項及第二項、第四十条、第
 四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十七
 条乃至第四十八条ノ二、第五十条乃至第五十五
 条、第五十七条、第六十条ノ二、第六十二条
 (第一項第四号ヲ除ク)、第六十五条並ニ第七十
 条乃至第七十三条ノ二ノ規定ハ農林中央金庫ニ
 付之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トア
 ルハ理事長(民法第五十九条並ニ産業組合法第
 二十七条、第二十八条及第三十三条ニ在リテハ
 理事長、副理事長及理事、同法第三十四条ノ二
 第一項ニ在リテハ理事長及副理事長)トシ同法
 中地方長官トアルハ主務大臣トシ同法第二十八
 条中選任及解任トアルハ解任トシ同法第三十条
 第一項中貸借対照表トアルハ貸借対照表、損益
 計算書トシ剰余金処分案トアルハ剰余金処分案
 又ハ損失処理案トス

第十一條第一項中「理事長」の下に「副理事長、
 「及副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に改め、
 同条第二項を削る。

第十三條第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改
 め、同項第一号中「徴セシテ貸付又ハ手形ノ割引」に
 債還貸付」を「徴セシテ貸付又ハ手形ノ割引」に
 改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号
 中「所屬團體」の下に「又ハ第十四条ノ二ノ規定若
 他ノ法律ノ規定ニ依り貸付ヲ為スコトヲ得ル
 者」を、「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、
 貸付ヲ受ケタル者

同号ヲ同項第二号とし、同項第五号を同項第三号
 とし、同号の次に次の二号を加える。

四 左ニ掲タル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預
 リ金ヲ為スコト

イ 第五条第一項ニ掲タル団体
 ロ 国、公共団体其ノ他營利ヲ目的トセザル
 法人
 ハ 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ
 金融機関

ニ 本邦内ニ住所又ハ居所(法人ニ在リテハ
 主タル事務所)ヲ有スル者以外ノ者
 ホ 第十四条ノ二第一号乃至第三号ニ掲タル
 者又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコ
 トヲ得ル者(イ、ロ及ハニ掲タル者ヲ除ク)
 ハ 第一号若ハ第二号ノ業務、第二項、第十
 四条若ハ第十四条ノ二ニ規定スル業務又ハ
 他ノ法律ノ規定ニ依ル貸付ノ業務ニ係ル債
 權ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於ケル當該
 債權ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムル
 モノ

ト 第三号ノ業務ノ相手方タル者(継続的取
 引關係ヲ有スル者ニ限ル)
 チ 農林債券ノ応募者(応募ヲ為サムトスル
 者ヲ含ム)又ハ買入ヲ為サムトスル者
 リ 國債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利
 息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ
 債券(以下「國債等」と謂フ)ノ所有者

九 所屬團體ヲ相手方トシテ金銭債權(譲渡性
 預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以
 テ表示セラルモノヲ含ム以下同ジ)ノ取得
 又ハ譲渡ヲ為スコト

第十三條第二項中「前項第十号」を「前項第十一
 号」に、「所屬團體」を「同項第二号ニ掲タル者」に
 改め、同項第三項中「第一項第九号」を「第一項第
 十号」に改める。

第十四条第一項中「乃至第三号」を削り、同条第
 二項を削る。

第十四条ノ二を削る。

第十四条ノ三中「乃至第三号」を削り、「左ノ」を
 「左ニ掲タル」に改め、同項第一号を次のように改
 める。

第十四条第一項中「乃至第三号」を削り

イ 第五条第一項ニ掲タル団体
ロ 農林水産業ヲ営ム者ニシテ命令ヲ以テ定
ムルモノ

ハ 国

二 銀行其ノ他ノ金融機関

第十四条ノ三第二号中「十箇年以内ノ定期償還
貸付若八年賦償還貸付（ハニ掲タル法人ニ対シ年
賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年
賦償還貸付）、手形ノ割引又ハ当座預金貸越」を

「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同条第三号を次の
よう改める。

三 証券業者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付
又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

第十四条ノ三第四号中「農林債券」の下に「又ハ
国債等」を加え、「主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債
券」を命令ノ定ムル所ニ依リ当該農林債券又ハ國
債等」に、「短期貸付」を「貸付」に改め、同条を第
十四条ノ二とする。

第十四条ノ四第一項中「乃至第三号」を削り、
「左ノ」を「左ニ掲タル」に、「第十三条第一項第七
号乃至第八号ノ三及第十号」を第十三条第一項第
五号乃至第九号及第十一号」に改め、同項に次の
一号を加える。

三 金銭債権（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）
取得又ハ譲渡ヲ為スコト

第十四条ノ四第二項中「前項第一号」の下に「又
ハ第三号」を加え、同条を第十四条ノ三とし、同
条の次に次の一条を加える。
第十四条ノ四 農林中央金庫ハ第十四条ノ二ノ規
定ニ依リ貸付ヲ為シタル者其ノ他ノ貸付先ノ為
ニ左ニ掲タル業務ヲ営ムコトヲ得

官 報 (号 外)

一 地方債又ハ社債其ノ他ノ債券ノ募集ノ受託
ヲ為スコト

二 担保附社債信託法ニ依リ担保附社債ニ関ス
ル信託業務ヲ為スコト
三 買賣附社債信託法及商法中改正法律施行
法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ
付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行
ト看做ズ

第十五条中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同条
以テ定ムル」に、「前条」を「第十四条ノ三」に改め、
同条第二号中「銀行」の下に「其ノ他ノ金融機関」を
加え、同条に次の二号を加える。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭
信託ヲ為スコト

四 前二号ニ掲タル方法ノ外命令ヲ以テ定ムル
金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルモノニ限
ル）取得ヲ為スコト

第二十四条中「農林中央金庫ハ」の下に「定款ヲ
以テ定ムル額ニ達スル迄」を加え、「積立ツヘシ」
を「積立ツベシ」に改め、同条に次の二項を加え
る。

第一項ノ定款ヲ以テ定ムル額ハ資本金ノ額ノ二分
クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十三条规定、第二十四条を第二十三条と
して、第五章中同条の次に次の二条を加える。

三 第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ
又ハ忌避シタルトキ

三 第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ
又ハ忌避シタルトキ

農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員農林中央
金庫ノ業務ニ關シ前項ノ違反行為ヲ為シタルト
キハ行為者ヲ罰スルノ外農林中央金庫ニ對シ同
項ノ刑ヲ科ス

第三十五条中「於テハ」の下に「其ノ違反行為ヲ
為シタル」を加え、「又ハ監事ヲ三万円」を「監事
又ハ清算人ハ三十万円」に改め、同条各号列記以
外の部分に次のたゞし書を加える。

三 第三十三条 本法ニ基キ命令ヲ制定シ又ハ改廃ス
ル場合ニ於テハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ
伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラル範囲内ニ
於テ所要ノ経過措置（罰則ニ關スル経過措置ヲ
在ラズ

剩余金ノ配当ハ定款ノ定ムル所ニ依リ払込済出
資額又ハ所属団体ニ對シ取扱ヒタル事業ノ分量
ニ応ジテ之ヲ為スベシ

二十四条 農林中央金庫ノ理事長、副理事長、
ノ割引ヲ為シ又は投機取引ノ為ニ農林中央金庫
ノ財産ヲ処分シタルトキハ三年以下ノ懲役若ハ
禁錮又は百万円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 業務報告書ノ記載事項、提出期日其ノ他業務報
告書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
ト看做ズ

第十七条 監督及補助」を「第六章 監督」に改め
「第六章 監督及補助」を「第六章 監督」に改め
る。

第二十六条及び第二十七条を次のように改め
る。

第二十六条 第二十六条中「主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
第二十七条 削除

第二十七条 第二十七条中「財産ノ供託」を加
える。

第二十八条 第二十八条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第二十九条 第二十九条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十条 第三十条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十一条 第三十一条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十二条 第三十二条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十三条 第三十三条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十四条 第三十四条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十五条 第三十五条中「於テハ」の下に「其ノ違反行為ヲ
為シタル」を加え、「又ハ監事ヲ三万円」を「監事
又ハ清算人ハ三十万円」に改め、同条各号列記以
外の部分に次のたゞし書を加える。

三 第三十三条 本法ニ基キ命令ヲ制定シ又ハ改廃ス
ル場合ニ於テハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ
伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラル範囲内ニ
於テ所要ノ経過措置（罰則ニ關スル経過措置ヲ
在ラズ

含ム）ヲ定ムルコトヲ得
第三十四条 農林中央金庫ノ理事長、副理事長、
ノ割引ヲ為シ又は投機取引ノ為ニ農林中央金庫
ノ財産ヲ処分シタルトキハ三年以下ノ懲役若ハ
禁錮又は百万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十五条 業務報告書ノ記載事項、提出期日其ノ他業務報
告書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
ト看做ズ

第三十六条 第三十六条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十七条 第三十七条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十八条 第三十八条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十九条 第三十九条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十条 第四十条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十一条 第四十一条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十二条 第四十二条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十三条 第四十三条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十四条 第四十四条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十五条 第四十五条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十六条 第四十六条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十七条 第四十七条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十八条 第四十八条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第四十九条 第四十九条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第五十条 第五十条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第五十一条 第五十一条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第五十二条 第五十二条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第五十三条 第五十三条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第五十四条 第五十四条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク
主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者
総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ
「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解
任」に改める。

第三十五条第五号を同条第十四号とし、同条第四号中「第十七条第一項又ハ」を削り、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二十三条第一項ノ規定ニ反シ準備金ヲ積立テザルトキ

十三 第二十四条ノ規定ニ反シ剩余金ヲ処分シタルトキ

第三十五条中第三号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ反シ農林債券ヲ発行シタルトキ

第三十五条中第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

二 官厅又ハ出資者総会若ハ総代会ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

三 本法ニ依ル出資者総会又ハ総代会ノ招集ヲ怠リタルトキ

四 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ又ハ正当ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

五 第四条第四項ノ規定ニ反シ届出ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

六 第七条第一項ノ政令ニ反シ登記ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ

七 第十一条ノ二ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職務又ハ營業ニ從事シタルトキ

第三十五条に次の五号を加える。

十五 第八条ニ於テ準用スル民法（以下「民法」と謂フ）第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニシ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

十六 民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

十七 民法第七十九条第一項ノ期間内ニ債権者ニ弁済ヲ為シタルトキ

十八 第八条ニ於テ準用スル産業組合法（以下「産業組合法」と謂フ）第四十条又ハ第四十一条ノ規定ニ反シ出資一口ノ金額ヲ減少シタル

十九 産業組合法第四十三条、第四十五条、第

四十八条又ハ第七十二条ノ規定ニ反シタルトキ

二十 本則中第三十五条の次に次の二条を加える。

三十五条规定ニ反シタル者八十万円以下ノ過料ニ処ス

二十一 条を次のように改める。

第四十一条 農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二号）の施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ総務厅設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号ノ規定並ニ同条第十三号及第十四号ノ規定（國ノ委任又ハ補助ニ係ル業務ニ關スル事務ニ依ル部分ヲ除ク）ハ之ヲ適用セズ

農林中央金庫法の一部を改正する法律ノ施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ総務厅設置法ヲ

三 この法律の施行の際現に農林中央金庫の副理事長又は理事である者は、それぞれその際この法律による改正後の農林中央金庫法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定により副理事長又は理事として選任されたものとみなす。ただし、その選任されたものとみなされる副理事長又は理事の任期は、同条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において出資者総会の決議により定める日までとする。

四 新法第七条の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の農林中央金庫法（以下「旧法」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

五 この法律の施行前にした旧法の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、新法第七条の規定の適用については、同条第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

六 本則中第三十五条の三中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に改め、「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年内ノ年賦償還貸付」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年内ノ年賦償還貸付」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年内ノ年賦償還貸付）」を「貸付」に、

七 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において改令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二 この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び次項ただし書の決議について必要な手続きは、この法律の施行の日よりも前に行うことができる。

三 別表乙号第十七号を次のように改める。

十七 削除

（消費生活協同組合法の一部改正）

四 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第五百九条第二号中「第七条」を「第八条」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

五 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次のように改止する。

第六条第八十九号中「農林中央金庫」を削り、同条第九十六号中「水産業協同組合」の下に「農林中央金庫」を加える。

（農業近代化資金助成法の一部改正）

七 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に改め、「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年内ノ年賦償還貸付」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年内ノ年賦償還貸付）」を「貸付」に、

八 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（経過措置）

九 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

（別表乙号第十七号を次のように改める。）

付」を「貸付」に改める。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

13 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第
五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ一」に改め、「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ロニ掲タル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付」とあり、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲タル法人付)」を削り、「十箇年以内ノ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付」を「貸付」に、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」を「貸付」に改める。

(農村地域工業導入促進法の一部改正)

14 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律
百二号)の一部を次のよう改正する。

第十三条中「償還期限が十年以内の」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

〔成相善十君登壇、拍手〕

○成相善十君　ただいま議題となりました三法律案のうち、まず、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に必要な資金の出融資その他の業務を行い、あわせて農機具の改良に関する試験研究等の業務を行う法人として、生物系特定産業技術研究推進機構を設立しようとするも

のあります。委員会におきましては、参考人を招いてその意

見を聴取するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、機構設立に当たっての基本的な考え方、機構の適正な運営のための人材、資金確保の見通し、民間研究促進業務における出融資対象選定の基準、農業機械化研究所の改組に伴う農業機械化促進業務の充実、バイオテクノロジー開発に伴う安全性の確保、新技術開発成果の農業者等への還元、公的研究機関の研究開発の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付」を「貸付」に、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」を「貸付」に改めるところ、日本共産党を代表して下田委員より本法律案に反対でした。なお、本法律案に対する質疑を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より本法律案に反対でした。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ある旨の発言がありました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より本法律案に反対でした。

なお、本法律案に対する質疑を行いました。

次に、農水産業協同組合貯金保険法改正案及び農林中央金庫法改正案について申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険法改正案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応して、金融自由化の円滑な進展を図るためにの環境整備として、新たに、経営が困難となつた農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等の保護の充実を図ろうとするものであります。

農林中央金庫法改正案は、農林中央金庫につい

てその機能を發揮し得るよう、所屬団体への貸し付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業務、預金業務その他の業務の整備を図らうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、農林漁業金融に農林中央金庫が果たしてきた役割、農林中央金庫の基本的性質と民間法人化を図ることの意味、金融自由化の内容とその系統金融に及ぼす影響、金融環境の変化に對応した農林中央金庫の業務のあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合への対応策、経営が困難となつた組合を救済するための合併のあり方、貯金保険機構による資金援助の仕組み、貯金保険機構の財務の健全性等であります。

規定の整備による一般金融機関との競合への対応策、経営が困難となつた組合を救済するための合併のあり方、貯金保険機構による資金援助の仕組み、貯金保険機構の財務の健全性等であります。

して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改

正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

よつて、本案は可決されました。

○副議長(阿見根登君)　總員起立と認めま

す。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されま

した。

○副議長(阿見根登君)　總員起立と認めま

す。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別

委員長馬場富君。

○副議長(阿見根登君)　日程第六 研究交流促進

法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしま

す。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別

委員長馬場富君。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十二日

科学技術特別委員長 馬場 富

参議院議長 木村 膳男殿

審査報告書

研究交流促進法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十二日

科学技術特別委員長 馬場 富

参議院議長 木村 膳男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術に関する国と國以外の者との間の交流を促進す

るためのものであります。

び農林中央金庫法の一部を改正する法律案を一括

るために必要な措置を講じ、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

- 本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一 本法に基づいて研究交流を促進するに当たつては、日本国憲法の理念である平和国家の立場をふまえ、全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

二 研究交流の促進に当たつては、本法の趣旨に照らし、責任ある運用に努めつつ、研究者の意欲、創造性が十分尊重されるよう十分配慮し、あわせて異分野間の交流を促進し、新しい時代に即応した調和のとれた総合的研究の推進を図ること。

三 研究公務員の民間企業等への派遣に当たつては、國家公務員の地位及び試験研究機関等の設置目的の範囲内でのみ研究に従事させること。

四 民間企業との研究交流を進めるに当たつては、中小企業に対しても十分配慮し、公正の確保を期すること。

五 外国との研究交流を進めるに当たつては、特定の国に偏ることのないよう留意するとともに、相互の文化、制度、生活慣習等の違いに十分配慮すること。右決議する。

研究交流促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十二日

参議院議長 木村 駿男殿
衆議院議長 坂田 道太

研究交流促進法案
研究交流促進法

(目的)

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。以下同じ。）に関する国の試験研究に関し、国と國以外の者との間の交流を促進するに必要な措置を講じ、もつて科学技術に関する試験研究の効率的推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験研究（以下「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員及び防衛庁設置法（昭和二十九年法律第二百六十四号）第五十九条に規定する自衛官のうち施設等機関

二 國家行政組織法第八条の三の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる特別の機関

又は該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 國家行政組織法第九条の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局に

置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

2 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をい

る。この限りでない。

一 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。

一 試験研究機関等の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

は、その委任を受けた者。次項及び次条において「任命権者」という。)は、外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を研究公務員(前条第二項第二号に規定する者を除く。)に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

1 試験研究機関等の長である職員

2 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

3 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

4 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

5 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

6 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

7 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

8 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

9 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

10 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

11 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

12 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

13 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

14 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

15 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

16 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

17 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

18 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

19 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

20 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

21 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

22 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

23 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

24 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

25 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

26 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

27 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

28 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

29 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

30 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

31 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

32 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

33 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

34 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

35 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

36 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

37 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

38 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

39 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

40 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

41 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

42 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究公務員が国以外の者から国家公務員等退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるものほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与）
第六条 国は、國以外の者から委託を受けて行つた研究の成果に係る国有の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該國以外の者に譲与することができる。

（国際共同研究に係る特許発明等の実施）

第七条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行つた試験研究（基盤技術研究開拓法（昭和六十年法律第六十五号）第四条に規定する基盤技術に関する試験研究を除く。）の成果に係る国有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行ふときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができ。

（国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄）

第八条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定

められたものについて、これらの者その他の政令で定める者（以下この条において「外国等」といいう。）に対し、次に掲げる國の損害賠償の請求権を放棄することができる。

一 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により生じた國有の施設、設備、機械器具及び資材の滅失又は損傷に関する外国等に対する國の損害賠償の請求権

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条第一項又は

防衛廳職員給与法第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に關し、國が國家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定（防衛廳職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき補償を行つたことにより國家公務員災害補償法第六条第一項の規定（防衛廳職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき取得した

外國等に対する損害賠償の請求権

（国有施設の使用）

第六条 国は、國の研究に關し交流の促進を図るために必要な措置を講ずることにより、我が國における科学技術に関する試験研究の効率的推進を図らうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案に防衛廳職員を含めた理由、軍事目的の研究とのかかわり方、SDI研究との関連、民間企業との試験研究機関との研究交流のあり方及び研究公務員の人材確保等広範にわたり熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稻村理事、日本共産党を代表して佐藤委員から、それぞれ反対、また自由民主党・自由国民会議を代表して岡部理事、公明党・国民

会議を代表して塙出理事から、それぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

（配慮事項）

第十一条 国は、國の研究に關し国際的な交流を促進するに當たつては、條約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとす

る。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○馬場富君登壇、拍手

○片山甚市君登壇、拍手

○副議長（阿良根登君） 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。片山甚市君。

○片山甚市君 私は、日本社会党を代表し、研究促進法案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する國と國以外の者のとの交流を促進するために必要な措置を講ずることにより、我が國における科学技術に関する試験研究の効率的推進を図らうとするものであります。

まず、本法案の立法趣旨についてであります

が、我が國が、来るべき二十一世紀に向けて、人類の平和と福祉の向上を願い、豊かな国づくりを目指す中で、国際社会に寄与する科学技術の振興とその研究交流が進められるべきであり、いやしくも軍事利用を目的とする科学技術の研究交流などは、平和憲法のもとで絶対に許されるべきものではないことは言をましません。

○副議長退席、議長着席

しかしに、本法案のねらいは、中曾根総理が義名分とする第二臨調答申や行革審答申が要求した民間活力を前提に、産官学の連携強化により、特定企業、大企業のハイテク研究開発に國の資金、施設、研究者、特許等を投入させるに加え、産官学軍の共同研究による科学技術の軍事利用とその推進体制づくりの意図が、審議を通じて一層明白になったと断ぜざるを得ないのであります。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、研究交流の促進のための五項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

既に日本学術會議が科学研究基本法及び研究公務員特例法など基本法制定を政府に勧告していることを見ても、本法案が平和憲法の理念に基づいた真の科学技術振興及び研究交流の促進にはそぐわない異質のものであることは明らかであります。本院における科学技術特別委員会の審議を通じても多くの問題点が指摘されました。いざれも国民の疑惑が十分に解明されではないのであります。ここで幾つかの問題点を挙げてみますと、まず本法案には、平和目的、民主的運営、公開の原則という最も重要な文言が明定されていないばかりか、本法案策定に至る二月六日の第四次案までは入っていなかった。防衛庁の研究機関が二月二十五日突如として本法案の対象とされ、自衛隊員が他の国家公務員と同等の立場で加わることによって産官学軍の共同研究が公然と推進することができる道を開いたこと等あります。一方で、人文科学のみにかかるものは研究交流の対象から除いたままであり、科学諸部門の調和ある発展を図るという観点の全く欠如した法案なのであります。

このことによって、戦後三十有余年にわたり、平和憲法のもとに、科学技術が平和利用に限るとされてきた研究開発上の大原則を放棄し、今日的、国際的課題である宇宙開発、特にSDI、すなわち宇宙戦争構想と言える危険な政策に対しても無原則に追随する危険な側面を持ち、こうした研究開発への参加が、宇宙の開発と利用は平和的目的に限るとする国会決議に真っ向から反するものであり、立法府として重大な関心を持つべき問題であります。まさに、我が國の歩むべき平和國家としての未来をもゆがめる危険な法案と言わざ

るを得ないのであります。我が党が衆議院において、研究交流に関する基本方針として、平和目的の限定、民主的な運営、研究者の自主性の確保及び公開を明記した修正案を提案したのも、これら

の原則を正しく継承すべき必然性があったからにほかなりません。

また、共同研究という名目のもとに、防衛庁と民間企業が共同研究しているところに国立の試験研究機関が加わることは、結局のところ、民間企業を媒体として防衛庁と国の機関が共同して軍事研究を行うことであり、平和目的に限定した研究を担保することはできず、出向先での研究公務員が結果的に特定企業に奉仕することによって、その地位や各省庁設置法の目的の範囲内でのみ研究に従事するという任務からも逸脱し、国民全体に奉仕するという国家公務員の立場、すなわち憲法第十五条の規定あるいは国家公務員法第九十六条规定に抵触することによってその基本的立場が問われることになります。

その四は、研究者の自主性を尊重し、強制は絶対に行わないこと、研究者に拒否する権利を保障すること。その五は、国有施設の使用に際しては、当該研究機関の運営に圧迫を来さないようにして、また、運営経費等の当該研究機関への還元を行うこと。

以上の諸点が法制化の要件であることを指摘し、私は、科学の地位に関するエヌエスコ勧告及び日本学術會議の一九七六年勧告に基づく科学技術基本法を速やかに制定するとともに、研究公務員の身分保障を定める特例法を法制化すべきであります。本法案の撤回を求め、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

どうして認められましょうか。

私は、科学技術交流、共同研究が真的目的を達成するためには、次の諸点が明確にされることが大前提であると考えます。

その一は、研究交流、共同研究は、相互の自主性の尊重、対等平等、公開の原則を保障すべきこと。その二は、憲法の平和主義、学術研究の自由、公務員の国民全体への奉仕者であることの諸規定を遵守し、軍事研究に國の研究機関、研究公務員を利用しないこと、この法律からは防衛庁と自衛隊員を除くこと。その三は、研究交流、共同研究を進めるに当たっては、公共性のあるものに限定し、設置目的の範囲を超える研究交流は行わないこと。

その四は、研究者の自主性を尊重し、強制は絶対に行わないこと、研究者に拒否する権利を保障すること。その五は、国有施設の使用に際しては、当該研究機関の運営に圧迫を来さないようにして、また、運営経費等の当該研究機関への還元を行うこと。

以上の諸点が法制化の要件であることを指摘し、私は、科学の地位に関するエヌエスコ勧告及び日本学術會議の一九七六年勧告に基づく科学技術基本法を速やかに制定するとともに、研究公務員の身分保障を定める特例法を法制化すべきであります。本法案の撤回を求め、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第七 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

○議長(木村睦男君) 日程第八 昭和五十八年度特別会計予備費使用調書(その1)

○議長(木村睦男君) 日程第九 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)

○議長(木村睦男君) 日程第一〇 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一一 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一二 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一三 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一四 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一五 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一六 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一七 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一八 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第一九 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二〇 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二一 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二二 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二三 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二四 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二五 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

○議長(木村睦男君) 日程第二六 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十二日

参議院議長 木村 隆男殿 決算委員長 丸谷 金保

要領書

一、委員会の決定の理由

- (一) 昭和五十九年度一般会計予備費の予算額は、二千百億円であつて、このうち、昭和五十九年四月二十六日から同年十一月二十三日までの間に使用した金額は十七億千百万円余である。

(二) 昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五十九年七月二十九日から同年十二月二十三日までの間ににおいて経費の増額をした金額は八十八億二千六百万円余である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

審査報告書
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十二日 決算委員長 丸谷 金保 参議院議長 木村 隆男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十九年度各特別会計予備費の予算額は、三兆九千百三十四億六百万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

は、三兆九千百三十四億六百万円余であつて、このうち、昭和五十九年十月七日から同年十二月二十三日までの間に使用した金額は十七億千百万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

一、委員会の決定の理由

- (一) 昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1) (第二百一回国会内閣提出、本院継続審査)

(二) 昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所所管経費増額調書(その1) (第二百一回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。

昭和六十一年四月二十二日 参議院議長 坂田 道太

審査報告書
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その2)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十二日 決算委員長 丸谷 金保 参議院議長 木村 隆男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

- (一) 昭和五十九年度各特別会計予備費の予算総額は、三兆九千百三十四億六百万円余であつて、このうち、昭和五十九年一月四日から同年三月三十日までの間に使用した金額は七千百十五億五千五百円余である。

(二) 昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五十九年三月十三日から同年三月三十日までの間ににおいて経費の増額をしめた。よつて要領書を添えて報告する。

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十二日 決算委員長 丸谷 金保 参議院議長 木村 隆男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

- (一) 昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)外五件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら六件は、財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。その内容は、昭和五十九年度中において使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、災害復旧、総理大臣の外國訪問、衆議院議員総選挙及

る。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

一、昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その2) (第二百二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。

よつてこれを送付する。

昭和六十一年四月二十二日 参議院議長 坂田 道太

○丸谷金保君登壇、拍手)

○丸谷金保君 ただいま議題となりました昭和五

十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)外五件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報

告申し上げます。

これら六件は、財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。その内容は、昭和五十九年度中において使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、災害復旧、総理大臣の外國訪問、衆議院議員総選挙及

官報(号外)

び最高裁判所裁判官国民審査関係に必要な経費、

並びに退職手当、雇用保険の求職者給付に対する

国庫負担金、国民健康保険事業に対する国庫負担

金等の不足を補うために必要な経費などがありま

す。

委員会におきましては、これら六件を一括して

質疑を終了し、直ちに討論に入りましたとこ

と、日本共産党を代表して橋本委員より、昭和五

十八年度特別会計予備費用使用総調書及び各省各

所管使用調書(その1)、同(その2)並びに昭和五

十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その

2)、以上三件については賛成、他の三件には反

対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係六件に

つきまして、多数をもつて承諾を与えるべきもの

と議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしま

す。

まず、日程第七、第九及び第一〇の予備費用使用

総調書等三件について採決をいたします。

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、三件は承諾することに決しました。

次に、日程第八、第一及び第一二の予備費使

用総調書等三件について採決をいたします。

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、三件は承諾することに決しました。

九千七百万円が昭和六十一年度特別会計予算に

計上されている。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を改正する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 坂田 道太

衆議院議長 木村 睦男殿

(国立病院特別会計法の一部改正)

國立病院特別会計法(昭和二十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立がんセンター及び国立循環器病センター並びに国立療養所」を「国立療養所及び國立高度専門医療センター」に改め、同条第二項中「国立がんセンター」「国立循環器病センター」又は「国立療養所」を「国立療養所」又は「國立高度専門医療センター」に改め、「国立がんセンター」又は「國立療養所」を「國立高度専門医療センター」に改め、は「を削り、「除く。」の下に「又は國立高度専門医療センター」を加える。

第四条第一項中「國立がんセンター及び國立循環器病センター」を「及び國立高度専門医療センター」に改め、同条第二項中「國立療養所」の下に「及び國立高度専門医療センター」のうち特殊の療養をする者に対する診断及び治療を行うものであつて政令で定めるもの」を加える。

(國立病院特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
この法律の施行の際一般会計に所属する資産でこの法律の施行後政令で定める國立高度専門医療センターの経営のため必要となるものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日において國立病院特別会計の病院勘定又は療養所勘定に帰属するものとする。(國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律五百二十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第四号中「國立がんセンター及び國立循環器病センター」を「及び國立高度専門医療センター」に改め、

医療センターに改める。

〔鶴長友義君登壇、拍手〕

○鶴長友義君 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、高度専門的な医療の進展に対し果たすべき國立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に関し診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行う國立高度専門医療センターを設置しようとするものであります。このセンターは、國立がんセンター、國立循環器病センター及び本年十月一日から設置することを予定している國立精神・神經センターを総称するものであります。また、各センターの名称及び所掌事務は政令で定めることとしております。

○鶴長(木村睦男君) 日程第一四 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和六十一年四月十七日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

○議長(木村睦男君) 日程第一四 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

(消費生活用製品安全法の一部改正)
第一條 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
日本次中「第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等(第八条一第三十二条の五)」を「第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等(第八条一第三十二条の五)」を「第三款 指定検定機関(第三十二条の五)」

に対する政府の出資金の返還並びにこれらの法人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の役員の選任等、業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ずるとともに、製品安全協会等が行う検査検定等の業務及び公害防止管理者等に係る試験事務の指定機関等による実施等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所

に対する政府の出資金の返還並びにこれらの法

人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の役員の選任等、業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ずるとともに、製品安全協会等が行う検査検定等の業務及び公害防止管理者等に係る試験事務の指定機関等による実施等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

官報(号外)

に改める。

第四条第一項第一号中「主務大臣」の下に「又は主務大臣が指定する者(以下「指定検定機関」という。)」を加える。

第六条及び第七条中「主務大臣」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第二十三条第一項中「次条」の下に「、第二十四条の二第二項」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の試験に合格した第一種特定製品について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

第二十四条中「次の各号」の下に「(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第二号)」を加え、同条の次に次の一項を加える。

(指定検定機関の試験)
第二十四条の二登録製造事業者は、主務省令で定める型式の第一種特定製品については、指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、主務省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第二十三条第三項の主務省令で定める数量の試験用の第一種特定製品及び同項の主務省令で定める書類を添えて、指定検定機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

3 第一項の試験においては、その試験用の第

一種特定製品が安全基準に適合しているときは、これを合格とする。

第三十二条の二第二項中「第二十一条」の下に「、第二十四条の二」を加える。

第二章第二節に次の二款を加える。

(指定)
第三款 指定検定機関

第三十二条の五の二 第四条第一項第一号の指定は、主務省令で定める区分ごとに、検定及び第二十四条の二第一項(第三十二条の二第二項において適用する場合を含む。)の試験(以下この款、第八十七条第二項及び第九十九条の二第一号において「検定等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(次格条項)
第三十二条の五の三 次の各号の一に該当する者は、第四条第一項第一号の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたた日から二年を経過しない者
二 第三十二条の五の十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第三十二条の五の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第三十二条の五の四 主務大臣は、第四条第一項第一号の指定の申請が次の各号に適合して

第三十二条の五の四 主務大臣は、第四条第一項第一号の指定の申請が次の各号に適合して

いると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定等を行うものであること。

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定等を実施し、その数が主務省令で定める数以上であること。

三 民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定等が不公正になるおそれがないものであること。

五 検定等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定等の適確かつ円滑な実施を阻害することとなるないこと。

(検定等の義務)
第三十二条の五の五 指定検定機関は、検定等を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行わなければならない。

2 指定検定機関は、検定等を行つときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者(以下「検定員」という。)に検定等を実施させなければならない。

(事業所の変更)
第三十二条の五の六 指定検定機関は、検定等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

第三十二条の五の七 指定検定機関は、検定等の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、主務省令が検定等の公正な実施上不適当となつたと認めるとときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定等の公正な実施上不適当となつたと認めるとときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三十二条の五の八 指定検定機関は、主務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 指定検定機関は、指定検定機関は、主務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定等の公正な実施上不適當となつたと認めるとときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三十二条の五の九 指定検定機関は、毎事業年度開始前に(第四条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)
第三十二条の五の十 指定検定機関の役員の選

任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第三十二条の五の十一 主務大臣は、指定検定機関の役員又は検定員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は検定員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第三十二条の五の十二 検定等の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十二条の五の十三 主務大臣は、指定検定機関が第三十二条の五の四第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十二条の五の十四 主務大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十二条の五の十四 主務大臣は、指定検定機関が第三十二条の五の四第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十二条の五の十五 指定検定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定等に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十四条第一項中「行う」を削り、「に關して」第四条第二項第一号を行なう場合においては、第四条第一項第一号中「主務大臣又は」とあるのは「製品安全協会又は」と、同条第二項第一号に改め、「を適用する場合においては、これらの規定」を削り、「」「製品安全協会」を「製品安全協会」に改める。

第三十九条第一項中「その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する」を「協会に出資された」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四十五条第一項中「政府以外の者に対し」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第四十一条中「政府以外の」を削る。

第四十四条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第四十五条第二項中「政府以外の者に対し」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第四十七条第二項及び第三項を削る。

第四十八条第一項中「前条第二項の規定によつて該当するに至つたとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。」を削る。

第五十条第一項中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加える。

第五十一条中「会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人」を「会長、理事長、理事及び監事」に改める。

第五十二条に次の二項を加える。

第五十三条第二項中「提出しなければ」に改める。

第五十二条中「又は前条第一項」及び「又は承認」を削り、「受けたとき」の下に「、又は前条第一項若しくは第三十二条の二第一項の登録、第

見を提出することができる。

第五十三条を次のよう改める。

第五十三条 削除
第五十四条を削り、第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の二項を加える。

第五十五条 協会は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第五十六条を次のよう改める。

第五十六条 役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十七条 第二項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を同条とする。

第七十四条及び第七十五条 削除
第七十九条第三項中「政府以外の」を削る。

第七十四条第一項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を削る。

第八十三条に次の二項を加える。

第八十三条 第二項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を削る。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十五条第一項中「前条第二項の規定によつて該当するに至つたとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。」を削る。

第六十八条第一項中「第三十九条第一項の規定により「及び」、又は同条第二項の認可を受けた場合において基金に充てるべきものとして出資され」を削り、「第六十三条第一項第四号」を削る。

第六十九条第一項中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第六十二条中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第七十条第一項中「提出して、その承認を受ける」を「提出しなければ」に改める。

第七十二条中「又は前条第一項」及び「又は承認」を削り、「受けたとき」の下に「、又は前条第一項若しくは第三十二条の二第一項の登録、第

一項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出したとき」を加え、「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に、「財務諸表」を「当該財務諸表」に改め、「政府以外の」を削る。

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

第七十四条及び第七十五条 削除
第七十九条第三項中「政府以外の」を削る。

第七十四条第一項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を削る。

第八十三条に次の二項を加える。

第八十三条 第二項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を削る。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十五条第一項中「前条第二項の規定によつて該当するに至つたとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。」を削る。

第六十八条第一項中「第三十九条第一項の規定により「及び」、又は同条第二項の認可を受けた場合において基金に充てるべきものとして出資され」を削り、「第六十三条第一項第四号」を削る。

第六十九条第一項中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第六十二条中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第七十条第一項中「提出して、その承認を受ける」を「提出しなければ」に改める。

第七十二条中「又は前条第一項」及び「又は承認」を削り、「受けたとき」の下に「、又は前条第一項若しくは第三十二条の二第一項の登録、第

一項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出したとき」を加え、「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に、「財務諸表」を「当該財務諸表」に改め、「政府以外の」を削る。

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

第七十四条及び第七十五条 削除
第七十九条第三項中「政府以外の」を削る。

第七十四条第一項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を削る。

第八十三条に次の二項を加える。

第八十三条 第二項を削り、同条第二項中「(大臣を除く。)」を削り、同項を削る。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十四条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八十五条第一項中「前条第二項の規定によつて該当するに至つたとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。」を削る。

第六十八条第一項中「第三十九条第一項の規定により「及び」、又は同条第二項の認可を受けた場合において基金に充てるべきものとして出資され」を削り、「第六十三条第一項第四号」を削る。

第六十九条第一項中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第六十二条中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第七十条第一項中「提出して、その承認を受ける」を「提出しなければ」に改める。

第七十二条中「又は前条第一項」及び「又は承認」を削り、「受けたとき」の下に「、又は前条第一項若しくは第三十二条の二第一項の登録、第

属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第八条の八 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第八条の九 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む)若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ。

(試験員)

第八条の十 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めることにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときは、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第八条の十一 指定試験機関の役員若しくは職

員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第八条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたとき認めるとときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八条の二第一項の指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八条の二第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条の三第二号に該当するに至つたとき。

二 第八条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第八条の五第三項、第八条の九(第八条の十第四項において適用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

4 第八条の五第三項、第八条の九(第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第八条の六、第八条の七、第八条の十第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第八条の二第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第八条の十五 通商産業大臣は、第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第八条の十三の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

第八条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六百六十号)による審査請求をすることができる。

(通商産業大臣による試験事務の実施等)

第八条の十七 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三

第一項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(受験手数料)

第十二条の二 国家試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘査して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十六条の前の見出しを削り、第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条の前見出しを削り、第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 第八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条の三 第八条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の六の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八条の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十七条中「五十万円」を「二十万円」に改める。第十八条中「前二条」を「第十六条又は前条」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第三条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第三章 保安第二十八条—第四十五条」を「第三章 保安第二十八条—第四十五条」に改める。

第二節 保安

第一節 指定試験機関

第二節 指定試験機関

第四十五条の四 第三十一条の二第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第四十五条の五 次の各号の一に該当する者は、第三十一条の二第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十五条の十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第四十五条の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

三 試験事務の全部又は一部を行わないものとされる。

第四十五条の六 通商産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である。

四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に

は、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであることを。

第三章中第四十五条の三の次に次の二条を加える。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは委任都道府県知事に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第四十五条の九 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

四〇二

昭和六十一年五月十四日 参議院会議録第十六号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)

第四十五条の十 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第三十一条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

（役員の選任及び解任）

第四十五条の十一 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の選任及び解任）

第四十五条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第四十五条の十三 指定試験機関は、試験事務を行なうときは、製造保安責任者又は取扱保安責任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等)

第四十五条の十四 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員（刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。）

（適合命令等）

第四十五条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることと

要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（指定の取消し等）

第四十五条の十六 通商産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十五条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第四十五条の八第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第四十五条の八第四項、第四十五条の十一（第四十五条の十三第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項（第四十五条の六各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第四十五条の九第一項、第四十五条の十第一項若しくは第三項又は第四十五条の十一第一項から第三項までの規定に違反したとき。

2 第四十五条の九第一項の規定による命令に違反したとき。

前条第二項の規定により指定試験機関に対し、試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において通商産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

大臣が必要があると認めるときは、通商産業大臣が委任する事務を行なうこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行なうこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行なうこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

（試験事務の実施）

第四十五条の十七 指定試験機関が第四十五条の九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が

産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）を加え、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第四項中「細目」の下に「及び前項の指定に関し必要な事項」を加え、同条の次に次の一項を加える。

第三十一条の二 通商産業大臣（前条第二項の規定による通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。）又は都道府県知事は、通商産業省令で定めるところにより、協会又は通商産業大臣が指定する者（第五十九条の九第六号の三を除き、以下「指定試験機関」という。）に、その製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないうものとする。

3 都道府県知事（前条第二項の規定による通商産業大臣の権限が委任されている都道府県知事を含む。次項、第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないとしたときは、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

4 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その旨を協会又は指定試験機関に通知する。

第五十六条の三第一項から第三項までの規定中「指定検査機関」を「指定特定設備検査機関」に改める。

第五十六条の四第一項中「指定検査機関」を「指定特定設備検査機関」に改め、同条第三項中「協会の交付に係るものであるときは協会」を「協会又は協会が行なう」を

「協会又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定してあるときは協会」）を「ただし」に改め、同項規定中「但し」を「ただし」に、「充てん」を「充てん」に改める。

第四十五条第一項中「又は協会」を「協会又は指定容器検査機関」に改め、同条第三項中「よごし」を「汚し」に、「その容器」を「その容器」の「に」に改め、「協会に」の下に「、その容器証明書」が指定容器検査機関の交付に係るものであるとときは指定容器検査機関に」を加える。

第四十五条の二第一項中「又は協会」を「協会又は指定容器検査機関」に改め、同条第一項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項中「又は協会」を「、協会又は指定容器検査機関」に改める。

第四十九条の二第一項及び第四項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

第四十九条第一項、第三項及び第四項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

第四十九条の二第一項及び第四項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

第四十九条第一項、第三項及び第四項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

第四十九条第一項及び第三項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

第四十九条の四第一項及び第三項中「若しくは協会」を「、協会、指定容器検査機関」に改める。

ものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定検査機関の交付に係るものであるときは指定検査機関を「指定特定設備検査機関」に改める。

第五十六条の六中「又は協会」を「指定容器検査機関」に、「協会又は指定検査機関」を「指定特定設備検査機関」に改める。

第五十九条を第五十八条の二とする。

第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に第一章を加える。

第四章の二 指定試験機関、指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関

他の事項についての試験事務の実施のためには計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

一 職員、設備、試験事務の実施のための計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条规定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つていてる場合は、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

第五十八条の三 第三十一条の二第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。（欠格条件）

第五十八条の四 次の各号の一に該当する者は、第三十一条の二第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の十五第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第五十八条の十一の規定による命令に

（指定の基準）

第五十八条の七 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」といふ）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二項の規定による命令に違反したとき。
四 第五十八条の八第一項、第五十八条の九
第一項若しくは第三項又は第五十八条の十
二第一項から第三項までの規定に違反した
とき。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第五十八条の八 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

(事業計画等)

第五十八条の九 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十一条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度であつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 第五十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任)

第五十八条の十一 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に適用する。

(秘密保持義務等)

第五十八条の十三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む)次項において同一。又はこれらに該当する者は、試験事務を行つたときに漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は前条第一項若しくは第五十八条の十二第一項若しくは第五十八条の十三に該当する者は、試験事務を行つたときに漏らしてはならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 第五十八条の十四 通商産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五各号(第三号を除く)以下この項において同じ)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののか、試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(通商産業大臣又は委任都道府県知事による監督)

第五十八条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十八条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十八条の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第五十八条の七第四項、第五十八条の十

一(第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む)又は前条第一項若しくは第五十八条の十八第四十四条第一項の指定

は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 指定試験機関が第五十八条の五各号(第三号を除く)以下この項において同じ)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののか、試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(通商産業大臣又は委任都道府県知事による監督)

第五十八条の十六 指定試験機関が第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施ために必要な措置をとるべきことを指示することができること。

3 通商産業大臣又は委任都道府県知事による監督

第五十八条の十七 この法律に規定するものの規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行つたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第五十八条の十七 この法律に規定するものの規定により試験事務を行つたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 通商産業省令で定める。

(指定)

第二節 指定容器検査機関

第五十八条の十八 第四十四条第一項の指定

は、通商産業省令で定めるところにより、容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査(以下「容器検査等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十八条の十九 次の各号の一に該当する者は、第四十四条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の三十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第五十八条の二十七の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第五十八条の二十 通商産業大臣は、第四十四条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて容器検査等を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器検査等を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が容器検査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 容器検査等の業務を行つてい

る場合には、その業務を行うことによつて容器検査等が不公正になるおそれがないものであること。

五 容器検査等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基盤を有するものであるこ

(容器検査等の義務)

第六条 その指定をすることによつて申請に係る容器検査等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

一 指定容器検査機関は、容器検査等を行つべきことを求められたときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、容器検査等を行わなければならない。

2 指定容器検査機関は、容器検査等を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他

の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に容器検査等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十八条の二十一 指定容器検査機関は、容器検査等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十八条の二十二 指定容器検査機関は、容

器検査等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(解任命令)

第五十八条の二十六 指定容器検査機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(解任命令)

第五十八条の二十七 通商産業大臣は、指定容器検査機関の役員又は第五十八条の二十二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定容器検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員等の地位)

第五十八条の二十八 容器検査等の業務に従事する指定容器検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が容器検査等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省

(業務の休廃止)

第五十八条の二十四 指定容器検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、容器検査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

五 指定容器検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて容器検査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定又は第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

2 指定容器検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

3 第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

4 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

5 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

二 第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

二 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

二 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

二 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

五〇八

は、その指定容器検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

五 指定特定設備検査機関は、指定容器検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて容器

検査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

五 指定特定設備検査機関は、指定容器

び前条中「容器検査等」とあるのは「特定設備検査」と、同条中「第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」であるのは第五十六条の四第一項」と読み替えるものとする。

第五十九条の四の二を削る。

第五十九条の五第一項第五号中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 定款の変更に関する事項

第五十九条の九第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十四条第一項の指定容器検査機関及び第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者

第五十九条の九第五号の二中「指定検査機関」を「指定特定設備検査機関」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の三 第三十一条第三項の指定講習機関及び第三十一条の二第一項の指定試験機関

第五十九条の九第六号の二の次に次の一号を加える。

六の二 液化石油ガス法第三十八条の第六第一項の指定試験機関及び同法第三十八条の九第一項に規定する通商産業大臣が指定する者

第五十九条の十二中「会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事一人」を「会長、副会長、理事及び監事」に改める。

第五十九条の十四 削除

第五十九条の十六及び第五十九条の十七を次のように改める。

第五十九条の十六 協会は、役員が前条の規定

により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第五十九条の十七 役員の選任及び解任は、通常産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通常産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は協会の業務に著しく不適当な行為をしたときは、

協会に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 通常産業大臣は、役員が第五十九条の十五の規定により役員となることができない者に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第五十九条の二十一第一項中「二十人以上三十人以内において」を削る。

第五十九条の二十二第一項中「選舉」を「選出」に改め、同条第二項を削る。

第五十九条の二十八第一項第四号の三を次のように改める。

四の三 第三十一条の二第一項又は液化石油ガス法第三十八条の六第一項の規定により、試験事務又は同項に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務等」という。）を行うこと。

第五十九条の二十八に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の業務を行なうほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、

通商産業大臣の認可を受けて、高圧ガスの保全に関する業務を行なうために有する機械設備

又は技術を活用して行なう検査、試験等の業務の他協会が行なうことができる。

第五十九条の二十九を「指定検査機関」を「指定

「試験事務等」に改める。

第五十九条の三十九の二の見出しを「試験事務等」に改め、同条第一項中「試験事務」を「試験事務等」に、「液化石油ガス設備士となるのに」を「製造保安責任者若しくは販売主任者又は液化石油ガス設備士として」に改め、同条第二項中「試験事務」を「試験事務等」に、「委託した」を「行わせることとした」に改め、同条第三項中「試験事務」を「試験事務等」に改める。

第五十九条の三十二中「資金計画」を削る。

第五十九条の三十三第一項中「その承認を受け」を削る。

第五十九条の三十三の二から第五十九条の三十三の六までを削り、第五十九条の三十三の七を第五十九条の三十三の二とする。

「第六節 補則」を「第六節 解散」に改める。

第五十九条の三十六の見出しを削る。

第五十九条の三十七を削る。

第六十条第二項中「指定検査機関」を「指定試験機関、指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」に、「特定設備検査」を「試験事務、容器検査等又は特定設備検査」に改める。

第六十一条第二項中「指定検査機関」を「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」に改め、同条第二項を「試験事務、容器検査等又は特定設備検査」に改める。

第六十二条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を「第三十六条第四項」に改める。

第五十九条の二十二第一項中「協会が」を「協会又は指定容器検査機関が」に、「又は容器検査所を、指定容器検査機関又は容器検査所」に改め、同条第二項第一項及び第二項に改める。

第七十三条第一項第十六号中「協会が」を「協会又は指定容器検査機関が」に、「又は容器検査所を、指定容器検査機関又は容器検査所」に改め、同項第十九号中「協会」の下に「又は指定容器検査機関」を加え、同項第二十号中「協会が」を「協会又は指定容器検査機関が」に、「又は容器検査所を、指定容器検査機関又は容器検査所」に改め、同項第二十一号中「指定検査機関」を「協会」を「協会又は指定容器検査機関」に改め、同条第二項中「製造保安責任者試験に係る」を削り、二項中「国庫の」を「国庫の、協会がその試験事務の全部を行なう製造保安責任者試験又は販売主任者試

め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 通常産業大臣は、第三十一条第三項の講習に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第五十六条中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項及び第二項」に改める。

第六十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を「第三十六条第四項」に改める。

第六十六条中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項及び第二項」に改める。

第六十七条第一項第十六号中「協会が」を「協会又は指定容器検査機関が」に、「又は容器検査所を、指定容器検査機関又は容器検査所」に改め、同項第十七号中「協会」を「協会又は指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」に改め、同項第十九号中「協会」の下に「又は指定容器検査機関」を加え、同項第二十号中「協会が」を「協会又は指定容器検査機関が」に、「又は容器検査所を、指定容器検査機関又は容器検査所」に改め、同項第二十一号中「指定検査機関」を「協会」を「協会又は指定容器検査機関」に改め、同条第二項中「製造保安責任者試験に係る」を削り、二項中「国庫の」を「国庫の、協会がその試験事務の全部を行なう製造保安責任者試験又は販売主任者試

業大臣が指定する者」を加え、同条に次の二項を加える。
 2 前項の指定に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章の二中第三十八条の十三の次に次の二節を加える。

第二節 指定試験機関

(指定) 第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項) 第三十八条の十五 次の各号の一に該当する者は、第三十八条の六第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十八条の二十二の規定により命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準) 第三十八条の十六 通商産業大臣は、第三十八条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に、は、その業務を行うことによって試験事務が不公平になるおそれがないものであること。

(変更の届出) 第三十八条の十七 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは第三十八条の六第一項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という)に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

(試験事務規程) 第三十八条の十八 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等) 第三十八条の二十四 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任) 第三十八条の二十一 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令) 第三十八条の二十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止) 第三十八条の十九 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(試験委員) 第三十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務を行なうときは、液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備えている者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等) 第三十八条の二十四 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

昭和六十一年五月十四日 参議院会議録第十六号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

(適合命令等)

第三十八条の二十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののか、試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定の取消し等)

第三十八条の二十六 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第三十八条の十五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十八条の十八第一項の認可を受けた試験事務によらないで試験事務を行つたとき。

三 第三十八条の十八第四項、第三十八条の二十二(第三十八条の二十三第四項において準用する場合を含む。又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。)

四 第三十八条の十九第一項、第三十八条の二十第一項若しくは第三項又は第三十八条の二十一第一項若しくは第三項を削る。

第八十一条第二項中「指定検定機関」を「指定

の二十三第一項から第三項までの規定に違反したとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したと

六 不正の手段により第三十八条の六第一項の指定を受けたとき。

3 通商産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

第三十八条の二十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第三十八条の十九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に對し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し報告をさせることができる。

5 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し報告をさせることができる。

6 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、その旨を

第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 第三十八条の六第一項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせるととしたとき。

8 第三十八条の六第一項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせないととしたとき。

9 第三十八条の六第一項の規定により試験事務を行つた試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたとき。

10 第三十八条の二十七第一項の規定により試験事務を行つた試験事務の全部若しくは一部を自ら行うことをとしたとき。

11 第三十八条の二十八 この法律に規定するもののか、試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

12 第三十八条の二十九第一号〔明治二十九年法律第八十九号〕を削る。

第七十条第三号中〔明治四十年法律第四十五号〕

二の三 第三十八条の六第一項の指定をしたとき。

試験機関又は指定検定機関に、「検定等」を「試験事務又は検定等」と改める。

第八十二条第三項中「指定検定機関」を「指定試験機関又は指定検定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し報告をさせることができること。

5 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し報告をさせること。

6 第三十八条の二十六第一項若しくは第二項を加える。

7 第三十八条の二十九第一号の見出しを「(協会、指定試験機関又は指定検定機関の処分等についての審査請求)」に改め、同条中「第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分等についての審査請求」に改め、同条中「(協会、指定試験機関又は指定検定機関が行う試験事務又は検定の業務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為について)」に改める。

二の四 第三十八条の九第一項の指定をしたとき。

二の五 第三十九条の十七第一項の規定により試験事務の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二の六 第三十八条の十九第一項の許可をしたとき。

二の七 第三十八条の二十六第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二の八 第三十八条の二十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき。

二の九 第三十八条の二十九第一号の見出しを「(協会、指定試験機関又は指定検定機関の処分等についての審査請求)」に改め、同条中「第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分等についての審査請求」に改め、同条中「(協会、指定試験機関又は指定検定機関が行う試験事務又は検定の業務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為について)」に改める。

二の三 第三十八条の六第一項の指定をしたとき。

第九十六条の次に次の二条を加える。

第九十六条の二 第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

第九十七条中「第八十条」を「第三十八条の二十六第二項又は第八十条」に改め、「をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百二条中「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第七十四条」を「第三十八条の十九第一項又は第七十四条」に、「検定等」を「試験事務又は検定等」に改め、同条第三号中「第八十二条第三項」を「第八十二条第三項又は第四項」に改め、同条第四号中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項から第六項まで」に、「同項」を「これら」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第六条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改定する。

第十八条から第二十二条までを次のように改める。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十八条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第十九条から第二十二条まで 削除

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第四号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

四 前二号の事業に附帯する事業

第二十三条第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に改め、「並びに前項の料金」を削り、「当つて」

を「當たつて」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利札を失つた者に交付するため

政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

第三十二条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に

交付するため政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しな

い。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条の二中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十六条中「役員」を「取締役、監査役」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「役員」を「取締役、監査役」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第三十九条中「左の」を「次の」に、「役員」を「取締役、監査役」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第六条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改定する。

第十八条から第二十二条までを次のように改める。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十八条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十九条から第二十二条まで 削除

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第四号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

四 前二号の事業に附帯する事業

第二十三条第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に改め、「並びに前項の料金」を削り、「当つて」

大臣」を「日本電気計器検定所又は通商産業大臣」に改める。

第八十八条第八項中「又は日本電気計器検定所」を「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に、「行ない」を「行い」と改める。

第二百二十二条第二項中「指定検定機関の行う検定」の下に「第八十八条第八項の検査」を加える。

(日本電気計器検定所法の一部改正)

第八条 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第二百五十号)の一部を次のように改定する。

日本次に「役員及び職員」を「役員等」と、「難則」を「解散」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

第七条第一項第四号中「資本金、出資及び」を削り、同項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 定款の変更に関する事項

第七条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「役員及び運営審議会その他の会議」を「運営審議会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

第六条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「役員及び運営審議会その他の会議」を「運営審議会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

六 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

第七条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「役員及び運営審議会その他の会議」を「運営審議会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

七 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

第八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「役員及び運営審議会その他の会議」を「運営審議会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

八 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

九 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

を加える。

第十四条 検定所は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第十五条 役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任)

2 通商産業大臣は、役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは处分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は検定所の業務に関して著しく不適当な行為をしたときは、検定所に對し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、役員が第十三条各号の一に該当するに至つた場合において検定所がその役員を解任しないとき、又は検定所が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

4 通商産業大臣は、役員が第十六条各号とし、第十七条を第十七条とし、第十八条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(運営審議会)

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十九条 検定所に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、検定所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 第二十三条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の日

期を達成するため必要な業務

2 検定所は、前項の業務を行ふほか、当該業

務の円滑な遂行に支障のない範囲内におい

て、電気の計量に係る技術を活用して行う検査、試験等の業務その他の電気の計量に関する業務を行うことができる。

第二十三条に次の一項を加える。
3 檢定所は、第一項第五号又は前項の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条中、「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第二十八条第一項中、「その承認を受け」を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第六章 解散 第二十九条から第三十二条まで 削除

第三十七条 檢定所の解散については、別に法律で定める。

第三十八条及び第三十九条 削除 第四十一条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五 第二十八条第一項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表を提出したとき。

第四十三条中「一万円」を「五万円」に改める。

(総務省設置法の適用除外) 第九条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一号)第八条の規定の施行後においては、検定所については、総務省設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定(國の委任又は補助に係る承認を受けた額)を超えることとなるとき。

二 会社が転換社債又は新株引受権付社債の下に「(昭和二十八年法律第百三十八号)」を加へる場合において、当該受け取れる場合において、当該受け取れる場合は、総務省設置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一号)第八条の規定の施行後においては、検定所については、総務省設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第十九条及び第十四条の規定(國の委任又は補助に係る承認を受けた額)を超えることとなるとき。

助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。)は適用しない。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正) 第九条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までを削り、第六条を第三条とし、第七条を第四条とする。

第八条第一項第一号中、「であつて、その業種が産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるものに属する事業を主たる事業として営むもの」を削り、「新株又は転換社債を「新株」という。」に、「株式又は」を「株式」に、「の保有」を「又は新株引受権付社債の保有」に改め、同項第二号中「新株」を「新株等」に、「株式の」を「株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の」に改め、同項第三号中「株式を保有し、又は第一号の規定により会社がその転換社債を「株式、転換社債又は新株引受権付社債」と「行なう」を行ふ」に改め、同条第二項を次のように改める。

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号を次のように改める。

第五 第二十八条第一項の規定に違反して財務諸表を提出したとき。

第六章 解散 第二十九条から第三十二条まで 削除

第三十七条 檢定所の解散については、別に法律で定める。

第三十八条及び第三十九条 削除 第四十一条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五 第二十八条第一項の規定に違反して財務諸表を提出したとき。

第六章 解散 第二十九条から第三十二条まで 削除

第三十七条 檢定所の解散については、別に法律で定める。

第三十八条及び第三十九条 削除 第四十一条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五 第二十八条第一項の規定に違反して財務諸表を提出したとき。

第六章 解散 第二十九条から第三十二条まで 削除

第三十七条 檢定所の解散については、別に法律で定める。

方」を「新株の引受けの対象業種、新株の引受けの相手方」に改め、同項第一号中「転換社債の引受けの相手方」を「転換社債の引受けの対象業種、転換社債の引受けの相手方」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 新株引受権付社債の引受けの対象業種、転換社債の引受けの相手方の選定

新株引受権付社債の引受けの相手方の選定の基準、新株引受権付社債に付された新株の引受け権の内容に関する基準、新株引受権付社債の引受けの限度、新株引受権付社債

に付された新株の引受け権の行使の時期及び新株引受権付社債の償還期限に関する基準

第九条を第六条とする。

第十条中「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条を第七条とする。

第十一条中「利益金の処分を削り、同条を第八条とする。

第十二条の見出しを「貸借対照表等の提出」に改め、同条中「財産目録」を削り、「及び損益計算書並びに」を「損益計算書及び」に改め、「營業報告書」の下に「並びに利益金の処分の決議に関する書類」を加え、同条を第九条とする。

第十三条を第十条とし、第十四条を削り、第十五条を第十一条とする。

第十六条の見出し中「公庫」を「中小企業金融公庫」に改め、同条第一項中「公庫は」を「中小企

業金融公庫は」に改め、「中小企業金融公庫法」の下に「(昭和二十八年法律第百三十八号)」を加へる。

二 会社が転換社債又は新株引受権付社債の下に「(昭和二十八年法律第百三十八号)」を加へる場合において、当該受け取れる場合は、総務省設置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一号)第九条の規定の施行後においては、会社については、

総務省設置法(昭和五十八年法律第七十九号)

第十四条第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定(國の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。)は適用しない。

附則第十項から第十三項までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一次条第一項、第二項及び第九項並びに附則第三条第一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五条第一項、第二項及び第五項の規定

一 第九条の規定並びに附則第六条及び第十三条の規定

二 第九条の規定並びに附則第六条及び第十三

三 第三条中火薬類取締法第四十九条第一項及

四 第二項の改正規定

五 消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置

六 協会は、第一条の規定による改正前の消費生

7 7 この法律の施行前に政府以外の者が協会に対

してした出資は、新法第六十八条第一項の基金に充てるべきものとしてした出資とみなす。た

だし、あらかじめ、異議を述べた出資者の出資

8 8 この法律の施行の際現に協会の会長、理事長、理事又は監事である者は、それぞれその際

新法第五十六条第一項の規定によりその選任に

びて通商産業大臣の認可を受けたものとみな

す。

9 9 協会は、第一項の規定による定款の変更をす

る場合には、前項の規定によりその選任につい

て通商産業大臣の認可を受けたものとみなされ

る役員の任期を当該定款に定めなければなら

ない。

10 10 協会は、第一項の規定による定款の変更をす

る場合には、前項の規定によりその選任につい

て通商産業大臣の認可を受けたものとみなされ

る役員の任期を当該定款に定めなければならない。

11 11 協会は、第三条の規定により国庫に納付した

金額及び前項の規定により払戻しをした金額に

より資本金を減少するものとする。

(電源開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の公布の際現に在任する電源開

発株式会社の役員の任期は、施行日の前日まで

とする。

2 電源開発株式会社は、この法律の施行に伴い

必要な定款の変更並びに取締役、代表取締役及

び監査役の選任及び選定については、施行日前

において、株主総会を招集し、その決議に基づ

く定款の変更並びに取締役及び監査役の選任に

ついて通商産業大臣の認可を受けるとともに、

当該認可に係る取締役による取締役会の決議を

もつて代表取締役の選定を行わなければならない。

この場合において、これらの事項の効力

は、施行日に生ずるものとする。

3 日本電気計器検定所法の一部改正に伴う経過

措置

4 第五条 日本電気計器検定所(以下この条におい

て「検定所」という。)は、施行日までに、必要な定款

の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるもの

とする。

5 前項の認可があつたときは、同項に規定する

定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

6 協会は、第四条の規定による改正前の高圧ガ

ス取締法第五十九条の四の二第一項及び第二項

の規定により政府が協会に出資した額に相当す

る金額を、施行日において、国庫に納付しなけれ

ばならない。

7 7 この法律の施行の際現に協会の会長、副会

長、理事又は監事である者は、それぞれその際

第四条の規定による改正後の高圧ガス取締法第

五十九条の十七第一項の規定によりその選任に

ついて通商産業大臣の認可を受けたものとみな

す。

8 8 協会は、第一項の規定による定款の変更をす

る場合には、前項の規定によりその選任につい

て通商産業大臣の認可を受けたものとみなされ

る役員の任期を当該定款に定めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(第九条の規定については、同

条の規定)の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

7 7 (高圧ガス取締法の一部を改正する法律の一部

改正)

8 8 (昭和三十八年法律第百五十三号)の一部を次の

改正する。

9 9 附則第七条を次のように改める。

(総務省設置法の適用除外)

10 10 第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正

する法律(昭和六十一年法律第二号)第四

条の規定の施行後においては、協会について

は、総務省設置法(昭和五十八年法律第七十

九号)第四条第十一号の規定並びに同条第十

三号及び第十四号の規定(國の委任又は補助

に係る業務に関する事務に係る部分を除く。)

11 11 は適用しない。

12 12 (印紙税法の一部改正)

13 13 第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のようにより改正する。

14 14 別表第二(高圧ガス保安協会の項を削る)。

15 15 (登録免許税法の一部改正)

16 16 第九条 登録免許税法(昭和四十六年

五号)の一部を次のようにより改正する。

17 17 別表第二(高圧ガス保安協会の項を削る)。

18 18 (沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

19 19 第十条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年

法律第百三十一号)の一部を次のように改正す

る。

20 20 第三十六条中「第三十三条第一項、第三十三条まで

一項」に改める。

21 21 検定所は、第一項の規定による定款の変更をす

る場合には、前項の規定によりその選任につい

て通商産業大臣の認可を受けたものとみなされ

る役員の任期を当該定款に定めなければならない。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号を次のように改める。

十八 削除

第三百四十八条第二項第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

三十 日本電気計器検定所が所有し、かつ、直接日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第二百五十号)第二十三条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかるわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 日本電気計器検定所が直接日本電気計器検定所法第二十三条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地

第七百二十二条第二項中「又は第二十九項」を「第二十九項又は第三十項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 日本電気計器検定所が昭和六十一年九月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十三号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、日本電気計器検定所が昭和六十一年九月三十日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二条の二第二項中「第三百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百一十六号)附則第十一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項及び第三項」として、同項の規定を適用する。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)第十三条 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第八条第一項」を「第五条第一項」に改め、「で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの」を削り、「新株又は転換社債」を「新株・転換社債又は新株引受け権付社債」に、「株式又は」を「株式」に、「の保有」を「又は新株引受け権付社債の保有」に、「第八条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君 大だいま議題となりました消費

生活用製品安全法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果

を御報告申上げます。(拍手)

第七条第一項中「新株又は転換社債」を「新株・転換社債又は新株引受け権付社債」に、「株式又は」を「株式」に、「の保有」を「又は新株引受け権付社債の保有」に、「第八条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改めた。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。以上、御報告申上げます。(拍手)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、特殊法人

等の自立化、活性化及び行政事務の簡素合理化を図らうとするものであります。すなわち、製品安

全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所に対する政府の出資金の返還並びにこれらの法

人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の役員の選任等、業務の運営に対する規制の

整備の合理化等の措置を講じようとするものであ

ります。また、同時に、製品安全協会等が行う検

査検定等の業務及び公害防止管理者等に係る試験

事務を指定機関等により実施できるように措置し

ようとするものであります。

○議長(木村睦男君) 〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○議長(木村睦男君) 〔下条進一郎君登壇、拍手〕

審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増岡康治君。

右は多数をもつて可決すべきものと議決いたしました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十三日
地方行政委員長 増岡 康治

参議院議長 木村 陸男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現状にかんがみ、地

方公共団体の財源の充実を図るため、昭和六十一年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行つとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方

交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずること等の措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、昭和六十一年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、昭和六十一年度国税三税収入見込額の百分の三十二に相当する額及び昭和六十一年度特例措置額から過年度精算分を減額し

た十兆八千八百四十九億五千五百十六万五千円に、返還金六億三千三百九十二万円を加算し、借入金等利子負担額三千五百四十七億円を減額した九兆八千三百八億八千九百八万五千円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

また、新産業都市、首都圏等建設事業債調整分の利子補給金として、昭和六十一年度予算において百八億四千七百八万七千円が計上されている。

附 帯 決 議

政府は、左の事項について善処すべきである。

一、地方財政の自立化、健全化を図るため、税制の抜本的見直しに当たつては、地方税源の強化、地方交付税対象税目の拡大等による地方交付税制度の安定充実に努めること。

二、国庫補助金等の整理合理化に当たつては、国の行政責任を明確にし、一般財源化の際は、地方税源の確保等による十分な財源措置を講ずるとともに超過負担についても引き続きその解消に努めること。

三、地方財政の厳しい現状にかんがみ、国の財政の都合のみによつて、地方交付税率の引下げ、義務教育費国庫負担率の引下げ等国・地方間の財源配分の基本に係る変更は行わないこと。

なお、地方公共団体に対する国庫補助負担金については、地方財政法の規定に基づき、予算科目上その区分の明確化に努めること。

四、国庫補助金等に係る特例措置は三年間の暫定措置であることにかんがみ、六十一年度以降も地方の行財政改革運営に支障が生じないよう完全の措置を講ずるとともに、具体的な措置内容を予算編成時に明示すること。

五、基準財政需要額については、公債費比率の上昇、一般行政費の増大等に適切に対処できるよう、その算定の適正化を図り、特例措置に伴い発行する調整債の元利の償還については、その

附帶決議

一、地方政府は、左の事項について善処すべきである。
　　（1）地方財政の自立化、健全化を図るため、税制の抜本的見直しに当たつては、地方税源の強化、地方交付税対象税目の拡大等による地方交付税制度の安定充実に努めること。
　　（2）国庫補助金等の整理合理化に当たつては、国の行政責任を明確にし、一般財源化の際は、地方税源の確保等による十分な財源措置を講ずることとともに、超過負担についても引き続きその解消に努めること。
三、地方財政の厳しい現状にかんがみ、国の財政の都合のみによつて、地方交付税率の引下げ、義務教育費国庫負担率の引下げ等国・地方間の財源配分の基本に係る変更は行わないこと。
　　なお、地方公共団体に対する国庫補助負担金については、地方財政法の規定に基づき、予算措置であることにかんがみ、六十二年度以降も地方の行財政改革運営に支障が生じないよう万全の措置を講ずるとともに、具体的な措置内容を予算編成時ごとに明示すること。

Digitized by srujanika@gmail.com

參議院議長 木村 陸男殿 衆議院議長 坂田 道太

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年四月十八日

昭和六十一年五月十四日 参議院会議録第十六号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

九 港湾における外郭施設の延長について

港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第十九号）の延長に当該の地方団体が経費の負担を廃棄物埠場に立護するものとして、昭和六十一年度に「昭和六十一年度に於ける外郭施設の延長」として、同号を同表第三十二項に記載する。

第十一表第二項の表第三十七号中「昭和五十九年版」を「昭和六十一年版」とし、同表第三十六号中「昭和五十八年度及び昭和五十九年度」を「及び昭和五十八年度から昭和五十九年度まで」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第三十五号中「昭和五十年度から昭和六十年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年度まで」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第十号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第九号の次に次の一号を加える。

第十二条第一項の表に次の一号を加える。
十 沈没船に係る外事施設の延長
一 沈没船に係る外事施設の経費を負担する漁港に係るもの

方許特年た政十
債可別度あ特九
のさにに附例臨
額れおと対策六
た行い六策地を
地をで十の財

十は等合規律國の
年補助公引等に
度に額共施げ基づ
おいの減設置に昭和六十
い額には公用に
特別にによる地
に發行を許可され
た地方債の額を
十の財地をでて
地をで十の財

2) (資本内注一春鳴(魚苗)を含む。) にお
ナ

第十三条第五項の表道府県の項目中	〔を〕
(2) 費　投資的経	〔港湾における外郭施設の延長〕
長　港湾における外郭施設の延	〔費用補正〕
漁港における外郭施設の延	〔總容補正〕
長　總容補正	〔に〕

「昭和五十年度から昭和五十九年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年度まで」に、「昭和五十八年度及び昭和五十九年度」を「及び昭和五十八年度から昭和六十年度まで」に、「昭和五十七年一度から昭和五十九年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十年度まで」に改め、同表市町村の項目中

(2) 費 振興的経 港湾(漁港を含む。)における外郭施設の延長

経 港湾における外郭施設の延長 態容補正
漁港における外郭施設の延長 態容補正
に、 5 下水道費 人口

密度補正及び懸濁物質	5	下水道費
(2) (1) 経常経費		
投資的経費		

密度補正及び懸念補正
に、「昭和五十年度から昭和五十九年度まで」を「昭和五十一年度から昭

密度補正及び態容補正

和六十年度まで」に、「昭和五十八年度及び昭和五十九年度」を「及び昭和五十八年度から昭和六十年度まで」に、「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十年度まで」に改める。

附則第四条の見出し中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改め、同条第一項中「昭和六十年度から」を「昭和六十一年度から」に改め、同項第二号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改め、同項第三号中「昭和六十年度にあつては、昭和五十九年度における借入金の額一千兆五千二百八千三百万円を控除した後の額」を「昭和六十一年度にあつては、昭和六十年度における借入金の額に改め、同項第四号中「昭和六十年度にあつては、三千六百九十四億円」を「昭和六十一年度にあつては、三千五百四十七億円」に改め、同条第二項中「昭和六十年度分」を「昭和六十一年度分」に、「一千億円」を「一千二百億円」に改め、同条第三項中「三百五十億円」を「九百三十億円」に、「三百五十五億円」を「九百五十二億円」に改める。

附則第八条第二項中「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」に改め、同条第三項中「昭和五十年度分」を「昭和五十九年度分」に改め、同条第四項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年度分」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県 の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	七、〇四六、〇〇〇円	
二 土木費	(1) 道路橋りょう (2) 投資的経費	道路の面積 道路の延長	一千平方メートルにつき 一キロメートルにつき	一一〇八、〇〇〇 四、三七〇、〇〇〇
三 河川費	(1) 経常経費 (2) 投資的経費	河川の延長 河川の延長	一キロメートルにつき 一キロメートルにつき	八五、五〇〇 八二九、〇〇〇
四 港湾費	(1) 経常経費 (2) 投資的経費	港湾(漁港を含む) ににおける係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	二五、六〇〇
五 土木費		一メートルにつき	八、四五〇	
六 費		一メートルにつき	八、七五〇	

	三 教育費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	一、七二〇
1 小学校費	一人につき	一人につき	一人につき	六九四
2 中学校費	一人につき	一人につき	一人につき	三四、四五〇、〇〇〇
3 高等学校費	一人につき	一人につき	一人につき	五、五四〇、〇〇〇
4 校費	教職員数	教職員数	教職員数	三八、三〇〇
4 特殊教育諸学	教職員数	教職員数	教職員数	三五、九〇〇
1 経常経費	教職員数	教職員数	教職員数	五、五四〇、〇〇〇
2 投資的経費	生徒数	生徒数	生徒数	三、四九八、〇〇〇
1 経常経費	教職員数	教職員数	教職員数	一五七、〇〇〇
2 投資的経費	児童及び生徒の数	児童及び生徒の数	児童及び生徒の数	六九一、〇〇〇
1 経常経費	学級数	学級数	学級数	七九一、〇〇〇
2 生活保護費	人口	人口	人口	二、八〇〇
1 経常経費	町村部人口	町村部人口	町村部人口	六、五九〇
2 投資的経費	一人につき	一人につき	一人につき	三、四〇〇
1 経常経費	一人につき	一人につき	一人につき	三五九
2 投資的経費	一人につき	一人につき	一人につき	四、七二〇
1 経常経費	一人につき	一人につき	一人につき	五三五
2 投資的経費	一人につき	一人につき	一人につき	七〇四、〇〇〇
1 林野行政費	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	六〇、六〇〇
2 経常経費	林野の面積	林野の面積	林野の面積	五五、三〇〇
1 投資的経費	水産業者数	水産業者数	水産業者数	一五一、〇〇〇
2 水産行政費	人口	人口	人口	六二、九〇〇
1 経常経費	人口	人口	人口	一、三七〇
2 商工行政費	世帯数	世帯数	世帯数	八、〇〇〇
1 その他の行政費	人口	人口	人口	一
2 徴税費	世帯数	世帯数	世帯数	一

昭和六十一年五月十四日 参議院会議録第十六号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

<p>法律について、法律の適用期間を五年間延長するとともに、利子補給における基準利率の縮減など所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。</p> <p>委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、円高の進行と地方財政対策、地方行財政改革のあり方、補助金削減の影響等の問題について熱心な質疑が行されました。</p> <p>質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共产党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して井上委員より、それぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の意見が述べられました。</p> <p>次いで、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に對しまして、地方交付税制度の安定充実等を求める附帯決議が行われました。</p> <p>以上、御報告いたします。(拍手)</p> <p>○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。</p> <p>本案に賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。</p> <p>よつて、本案は可決されました。</p>	
<p>○議長(木村睦男君) 日程第一六 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案</p> <p>日程第一七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案</p>	
<p>(外号)</p>	
<p>○議長(木村睦男君) 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案</p> <p>(いすれも内閣提出、衆議院送付)</p> <p>以上両案を一括して議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長岩崎純三君。</p>	
<p>審査報告書</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>昭和六十一年五月十三日 社会労働委員長 岩崎 純三</p>	
<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続ぎ特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用</p> <p>本法施行に要する経費として、昭和六十一年度一般会計予算に約三十三億三千万円が計上されてゐる。</p>	
<p>六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行は、人道的な見地に立ち、早急に、関係省庁が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。</p> <p>七、法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。</p> <p>八、附帶決議</p> <p>政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。</p> <p>一、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。</p> <p>二、戦没者遺族等の高齢化にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等について、更に積極的に推進すること。</p> <p>三、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。</p> <p>四、訪日調査により肉親が判明しなかつた中国残留日本人孤児について、引き続き肉親調査に最大限の努力をするとともに、今後とも、日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とすること。</p> <p>また、帰国を希望する日本人孤児が一日も早く日本に帰国できるよう、中国帰国孤児定着促進センターのほかに民間施設の活用等その受入体制の一層の整備を図るとともに、関係省庁及び地方自治体が一体となつて、広く国民の協力を得ながら、自立促進対策の総合的実施に遺憾なきを期すること。</p> <p>五、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に</p>	
<p>なお、国債の償還分は、昭和六十一年度において、国債整理基金特別会計に総額約三百二十九億円が計上される見込みである。</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>昭和六十一年四月十一日 衆議院議長 坂田 道太</p> <p>参議院議長 木村 睦男殿</p> <p>(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)</p> <p>第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第一項の表を次のように改める。</p>	

官 報 (号 外)

障害の程度	年	金額
特別項症	第一項症の年金額に三、一一五、五〇〇円以内の額を加えた額	三、四〇三、四〇〇円
第一項症	四、四六五、〇〇〇円	二、八三八、八〇〇円
第二項症	三、七一〇、〇〇〇円	一、三四六、二〇〇円
第三項症	三、〇六五、〇〇〇円	一、八五九、六〇〇円
第四項症	二、四一四、〇〇〇円	一、五一、四〇〇円
第五項症	一、九六一、〇〇〇円	一、二一五、四〇〇円
第六項症	一、五八五、〇〇〇円	一、一四、一〇〇円
第一款症	一、四四七、〇〇〇円	一、一四、一〇〇円
第二款症	一、三一五、〇〇〇円	六五八、七〇〇円
第三款症	一、〇五五、〇〇〇円	五七九、五〇〇円
第四款症	八四八、〇〇〇円	八一五、三〇〇円
第五款症	七五〇、〇〇〇円	八一五、三〇〇円

第八条第二項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四百円」を「五万四千円」に、「十六万八千円」を「十一万四千円」に、「十万八百円」を「十万八千円」に、「十五万七千二百円」を「十六万八千円」に改め、同条第三項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、七四九、〇〇〇円
第二款症	三、九四〇、〇〇〇円
第三款症	三、三八〇、〇〇〇円
第四款症	二、七七七、〇〇〇円
第五款症	二、二二七、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	三、六一〇、三〇〇円
第二款症	三、〇〇三、九〇〇円
第三款症	二、五七六、三〇〇円
第四款症	二、一一六、六〇〇円
第五款症	一、六九八、三〇〇円

第二十六条第一項中「五万四百円」を「五万四千円」に、「百四十四万円」を「百五十一万円」に改める。

第二十七条第一項中「五万四百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に、「一百四十四万円」を「一百五十一万円」に、「百十九万六千円」に改め、同条第三項中「三万九千二百円」を「三万九千二百円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に、「一百四十四万円」を「一百五十一万円」に、「百十九万六千円」に改め、同条第三項中「三万九千二百円」を「三万九千二百円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

第二十八条中「又はその支給の請求」を削る。

第二十九条第三項中「五万四百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

(未帰還者留戻家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留戻家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改める。

する。

第八条中「十一万二千円」を「十一万七千九百四十円」に、「十二万六千二百円」を「十二万二千四百十円」と、「十二万四百円」を「十二万六千九百四十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五万四百円」を「五万四千円」に、「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一
部改正)

第四条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改訂する。

附則第二項ただし書中「とする」を「とし、昭和六十二年七月十四日に同項の特別給付金を受ける権利を取得する者に支給する当該特別給付金に係るものにあつては、同年十一月一日とする」に改める。

附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項の次に次の二項を加える。

29 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)以下「法律第七十三号」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する。

二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事

情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百九号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

30 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二十二条による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三

法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条 中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十九年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十四年四月一日以後昭和五十九年十月一日前」を「昭和五十八年四月二日以後昭和六十年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十一年十月一日」に改める。

第四条第一項中「二万円」を「三十万円」に、「一万円」を「十五万円」に、「一年」を「十年」に改める。

附則第二項中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十一年十月一日」に改める。

附則第三項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第九項を附則第三項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改訂する。

附則第八条第四項中「五万四百円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万一千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)以下「法律第七十三号」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改定する

一 第四条、第五条及び附則第三条から附則第五条までの規定 昭和六十一年十月一日

二 第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十九条の改正規定 昭和六十二年四月一日

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十一年七月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十七条第三項の表中「三五八、八〇〇円」とあるのは「三四九、〇〇〇円」と、「一八二、六〇〇円」とあるのは「一七四、五〇〇円」と、「一九一、一〇〇円」とあるのは「一八五、一〇〇円」とする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金(旧法附則第五項又は第八項に規定する者であつて、第三項の規定によりこの法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金を受ける権利を取得したものに係るものを除く。)については、なお從前の例による。

2 新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)以下「法律第二十九号」という。附則第五条第一項に規定する者

二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

による特別給付金又は旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者

3

法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、昭和六十一年十月一日において、「法律第二十二号」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等のうち年金たる給付を受けたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したるものを受けたとき）、又は増加恩給等のうち年金たる給付を受けたことを認めた者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において、当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻である者等の妻である者には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、法律第二十二号附則第五条第三項又は附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者（同法附則第五項又は第八項に規定する者以外の者にあっては、同法による特別給付金

及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者）に限る。

4 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、昭和六十一年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において、当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻である者等の妻である者には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、法律第二十二号附則第五条第三項又は附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得したこととなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦

5 前項の規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかる

三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額（前項に規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

昭和五十一年十月一日	六十万円
昭和五十二年七月十四日	五十七万円
昭和五十四年十月一日	五十一万円
昭和五十五年十月一日	四十八万円
昭和五十六年十月一日	四十五万円
昭和五十七年十月一日	四十二万円
昭和五十八年十月一日	三十九万円
昭和五十九年十月一日	三十六万円
昭和六十一年八月一日	三十三万円

第四条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条

の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）

第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第五条 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した場合を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときには、前項に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項の規定に依る

次の各号のいずれかに該当する者には、前項

の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第二十八項又は第三十項に規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日前に婚姻（届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 曜和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び旧法第三条第一項の特別給付金を受けた者に限る。）であつた者であつて、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支

給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第二十八項」とあるのは「附則第二十九項」と、同項第三号中「法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項」とあるのは「法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項」と、「十年」とあるのは「七年」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」と、新法附則第二項中「昭和六十一年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一号）附則第五条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日」とする。

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月十三日

参議院議長 木村 隆男殿

社会労働委員長 岩崎 純三

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元化について検討し、その促進を図ること。

四、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮し、その運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、妥当な措置と認めること。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十一年度一般会計予算に約三十七億四千四百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、昨年、本委員会において死没者への弔慰金を改定した恒久平和への決意及び被爆者対策充実に関する決議を尊重し、また、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昨年行われた死没者を含む実態調査の速やかな解説、その集大成を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。

七、本年、期限切れとなる在籍被爆者の渡日治療について、制度発足の趣旨にかんがみ、その継続を図るよう努めること。

右決議する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十七日

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 坂田 道太

要領書

旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。

(小字及び一は衆議院修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内訳とみなす。

なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)賛成者
塙出 啓典 柳澤 錬造
石井 一二 小島 静馬 岡野 裕
堀内 俊夫 添田 増太郎 吉川 芳男
吉村 真事 上野 雄文
久保 亘 松前 達郎 藤原 房雄
中野 明○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。
まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主な内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給すること等であります。○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。
よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。
よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五章の二 参議院の調査会

第五章の二 参議院の調査会は、国政の基本的事項に關し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。

調査会の委員は、参議院議員の各会派に割り当てる。

調査会の委員は、各会派の所屬議員数の比率により、これを各会派に割り当てる。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所屬議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長

議決でこれを定める。

議院の議決でこれを定める。

第五十四条の三 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする。

調査会の委員は、各会派の所屬議員数の比率により、これを各会派に割り当てる。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所屬議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。
よつて、本案を議題といたします。

本案は、発議者の要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とするとともに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よつて、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。遠藤要君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

右の議案を発議する。

昭和六十一年五月十三日

国会法の一部を改正する法律案

発議者

遠藤 要 高平 公友

藤井 孝男 佐藤栄佐久

浜本 万三 滝山 審

官報号外

は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

調査会長は、調査会においてその委員がこれと互選する。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第一百四条、第一百二十条、第一百二十一条第二項並びに第一百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

1 この法律は、第百五回国会の召集の日から施行する。

2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

3 議院に出席する証人等の旅費及び日當に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

4 第六条中「委員会」の下に「又は参議院の調査会」を加える。

5 「遠藤要君登壇 拍手」

○遠藤要君 大胆な議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

本案は、先般の参議院改革協議会の答申に基づき、参議院にふさわしい審議を行う機関として、新たに国政の基本的事項に関する、長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けようとするものであります。

本案は、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の賛同のもとに立案されたものであります。日本共产党は、委員会のほかに調査会を設ける必要性は認められない等の理由から本案の発議には加わっておりません。

以下、本案の内容について申し上げます。

まず第一に、参議院は、国政の基本的事項に関する長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができるることとし、この調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続することとしております。

なお、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めることとしております。

第二に、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとがこれを互選するとしております。

第三に、調査会には、委員会の議決定足数、公

聴会、國務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用することとしております。

なお、附則において、本改正は第百五回国会の召集の日からこれを施行することとしております。

ほか、関係法律について所要の整備を行うこととしております。

以上が本案の趣旨及びその内容でございます。

何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。

(拍手)

○議長(木村睦男君) これまでより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕 本日はこれにて散会いたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	木村 睦男君
中野 鉄造君	副議長	阿具根 登君
刈田 貞子君		
大川 清幸君		
鶴岡 洋君		
柳澤 錬造君		
宮澤 弘君		
黒柳 明君		
栗林 卓司君		
田代富士男君		
高桑 栄松君		
田渕 哲也君		
鈴木 一弘君		
白木義一郎君		
藤井 恒男君		

議員	議長	木村 睦男君
矢原 秀男君	副議長	阿具根 登君
拔山 映子君		
馬場 富君		
井上 計君		
太田 淳夫君		
飯田 忠雄君		
山田 勇君		
塩出 啓典君		
和田 敦美君		
吉川 博君		
工藤万砂美君		
杉元 恒雄君		
佐藤栄佐久君		
関口 恵造君		
大木 浩君		
降矢 敬義君		
岩崎 純三君		
遠藤 政夫君		

議員	議長	木村 睦男君
中野 鉄造君	副議長	阿具根 登君
刈田 貞子君		
大川 清幸君		
鶴岡 洋君		
柳澤 錬造君		
宮澤 弘君		
黒柳 明君		
栗林 卓司君		
田代富士男君		
高桑 栄松君		
田渕 哲也君		
鈴木 一弘君		
白木義一郎君		
藤井 恒男君		

議員	議長	木村 睦男君
中野 鉄造君	副議長	阿具根 登君
刈田 貞子君		
大川 清幸君		
鶴岡 洋君		
柳澤 錬造君		
宮澤 弘君		
黒柳 明君		
栗林 卓司君		
田代富士男君		
高桑 栄松君		
田渕 哲也君		
鈴木 一弘君		
白木義一郎君		
藤井 恒男君		

金丸 三郎君	亀長 友義君
下条進一郎君	成相 善十君
斎藤 十朗君	伊江 朝雄君
亀井 久興君	安孫子藤吉君
藤田 正明君	山内 一郎君
西村 尚治君	加藤 武徳君
初村滝一郎君	桧垣徳太郎君
長田 裕二君	世耕 政隆君
中山 太郎君	増田 盛君
杉山 令肇君	柳川 覺治君
矢野俊比古君	野末 陳平君
水谷 力君	松岡満寿男君
田 英夫君	竹山 裕君
出口 廣光君	林 健太郎君
井上 孝君	前田 獅男君
谷川 寛三君	高杉 独忠君
林 寛子君	山本 富雄君
堀江 正夫君	増岡 康治君
志村 愛子君	藤井 裕久君
河本嘉久藏君	青木 薩次君
鶴崎 均君	原 文兵衛君
浜本 万三君	小林 国司君
古賀雷四郎君	鈴木 省吾君
上田 稔君	安田 隆明君
安永 英雄君	鶴木 又三君
稻村 稔夫君	國司君
吉川 春子君	後藤田正晴君
糸久八重子君	(内閣官房長官)
近藤 忠孝君	國務大臣
佐藤 昭夫君	國務大臣

政府委員	國務大臣
長官	内閣総理大臣
國務大臣	大蔵大臣
國務大臣	厚生大臣
國務大臣	農林水産大臣
國務大臣	通商産業大臣
國務大臣	郵政大臣
國務大臣	自治大臣
官員	河野 洋平君
官員	平泉 渉君
官員	中曾根康弘君
官員	竹下 登君
官員	今井 勇君
官員	羽田 孜君
官員	渡辺美智雄君
官員	佐藤 文生君
官員	小沢 一郎君
官員	後藤田正晴君
官員	河野 洋平君
官員	平泉 渉君

同日議長は、イリヤス・クルテシ・ユーロガスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議會議長より次の祝電を接受了。	日本国民の祝日である天皇誕生日に際し、ユーロガスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議會を代表して、また私自身の名において慶祝の意を表明することは私の大きなよろこびとするところであります。同時にこの場をかりて、貴国が平和にかつ独立國家としてあらゆる面で発展するようお祈りいたします。我々が推進しているユーロガスラヴィアと日本の議會間協力が両国間の関係の全面的な発展並びに世界平和の強化と相互理解の増進に多大の貢献をなしているものと確信いたします。	同日議長は、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議會議長より次の祝電を接受了。	私は日本國の祝日である天皇誕生日に際し、ブルガリア人民共和国人民議會を代表し、衷心よりお喜び申し上げるとともに、私自らも御祝辞
---	--	---	---

商工委員	農林水産委員
辭任	辭任
石井 道子君	藤原 房雄君
添田 増太郎君	安武 洋子君
宮島 淑君	近藤 忠孝君
吉川 博君	中野 明君
沖 外夫君	山田 勇君
大木 守君	嘉彦君
大木 浩君	守君
外夫君	有信君

運輸委員 辞任 村沢 牧君	補欠 瀬谷 英行君
通信委員 辞任 守住 有信君	補欠 添田増太郎君
建設委員 辞任 海江田鶴造君	補欠 福田 宏一君
予算委員 上野 雄文君	青木 薪次君
近藤 忠孝君	安武 洋子君
田淵 哲也君	山田 勇君
決算委員 辭任 大木 浩君	補欠 石井 道子君
懲罰委員 上條 勝久君	補欠 小林 国司君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。
科学技術特別委員 亀井 久興君	同日議長は、衆議院外八名提出(衆第一五号)日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(鳴崎謙君外八名提出)(衆第一六号)
片山 基市君	日本鐵道株式会社法案(鳴崎謙君外八名提出)
高桑 栄松君	(衆第一五号)
伏見 康治君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日議長は、衆議院外八名提出(衆第一七号)昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法第五号)
安全保全会議設置法案(閣法第九号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを科学技術特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院外八名提出(衆第一六号)日本鐵道株式会社法案(鳴崎謙君外八名提出)

原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稻村稔夫君外三名差議)(參第九号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを科学技術特別委員会に付託した。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律案(閣法第五九号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
ソ連邦チエルノブイル原子力発電所の事故に関する決議
同日委員長から次の報告書が提出された。
新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案 同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。	同日内閣から次の報告書を受領した。 第百三回国会參議院において採択された請願の處理経過 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律の促進に関する臨時措置法 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律 同日内閣から、国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和六十年度国土の利用に関する年次報告を受け領した。 同日議長は、ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長、イリヤス・クルテン・ユゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長宛、それぞれ次の謝電を発送した。 天皇誕生日に際し、御賀電なる祝電をいただき、深謝申し上げるとともに、あわせて貴国の御繁栄と両国の友好関係の一層の発展を祈りま	異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日 記
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百四回国会政府委員に任命することを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、国土庁地方振興局 田中 晓(退職)昭大・五・九	同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、国土庁地方振興局 田中 晓(退職)昭大・五・九
澤田秀男君(同日議長承認)を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	澤田秀男君(同日議長承認)を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	澤田秀男君(同日議長承認)を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、国土庁地方振興局 田中 晓(退職)昭大・五・九	同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、国土庁地方振興局 田中 晓(退職)昭大・五・九	同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、国土庁地方振興局 田中 晓(退職)昭大・五・九

文教委員 辞任 後藤 正夫君	岩本 政光君	杉山 令肇君	岩本 政光君
決算委員 辞任 杉山 令肇君	補欠 添田増太郎君	補欠 吉村 真事君	補欠 吉村 真事君
議院運営委員 辞任 添田増太郎君	補欠 後藤 正夫君	補欠 福田 宏一君	補欠 福田 宏一君
吉村 真事君	補欠 後藤 正夫君	補欠 福田 宏一君	補欠 福田 宏一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
科学技術特別委員	
後藤 正夫君	吉川 芳男君 補欠
福田 宏一君	吉村 真事君
稻村 稔夫君	中野 明君
赤桐 操君	藤原 房雄君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
憲法第七条をもつて衆議院議員たる公務員を罷免することに関する質問主意書(飯田忠雄君提出)	
一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
大島 友治君	石井 道子君 補欠
大島 友治君	石井 道子君 正君
岩上 二郎君	福田 宏一君 方榮君
藤原 房雄君	中野 明君
橋本 敦君	小笠原貞子君 補欠
大蔵委員	決算委員
後藤 正夫君 補欠	吉川 芳男君 後藤 正夫君 補欠
赤桐 操君 鈴木 和美君	吉村 真事君 福田 宏一君 中野 明君 稻村 稔夫君 赤桐 操君
社会労働委員	法務委員
石井 道子君 補欠	大島 友治君
高杉 健忠君	中野 明君
大島 友治君	小笠原貞子君 補欠
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
憲法第四十二條第一項但書によるもの(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)の規定によるもの	
大島 友治君	石井 道子君 正君
岩上 二郎君	福田 宏一君 方榮君
藤原 房雄君	中野 明君
橋本 敦君	小笠原貞子君 補欠
大蔵委員	決算委員
後藤 正夫君 補欠	吉川 芳男君 後藤 正夫君 補欠
赤桐 操君 鈴木 和美君	吉村 真事君 福田 宏一君 中野 明君 稻村 稔夫君 赤桐 操君
社会労働委員	法務委員
石井 道子君 補欠	大島 友治君
高杉 健忠君	中野 明君
大島 友治君	小笠原貞子君 補欠
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
憲法第四十二條第一項但書によるもの(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)の規定によるもの	
大蔵委員	決算委員
後藤 正夫君 補欠	吉川 芳男君 後藤 正夫君 補欠
赤桐 操君 鈴木 和美君	吉村 真事君 福田 宏一君 中野 明君 稻村 稔夫君 赤桐 操君
社会労働委員	法務委員
石井 道子君 補欠	大島 友治君
高杉 健忠君	中野 明君
大島 友治君	小笠原貞子君 補欠
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
憲法第四十二條第一項但書によるもの(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)の規定によるもの	
大蔵委員	決算委員
後藤 正夫君 補欠	吉川 芳男君 後藤 正夫君 補欠
赤桐 操君 鈴木 和美君	吉村 真事君 福田 宏一君 中野 明君 稻村 稔夫君 赤桐 操君
社会労働委員	法務委員
石井 道子君 補欠	大島 友治君
高杉 健忠君	中野 明君
大島 友治君	小笠原貞子君 補欠
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福間知之君外二名発議)	
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稲村稔夫君外三名発議)	
同日議長から次の報告書が提出された。	
研究交流促進法案(閣法第七四号)審査報告書	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)、昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その1)	
審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その2)審査報告書	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
審査報告書	
昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
大島 友治君	石井 道子君 補欠
大島 友治君	大浜 方榮君 正君
平井 卓志君	山田 勇君
宮島 涼君	橋本 敦君 補欠
稲村 稔夫君	山田 勇君
大島 友治君	岩上 二郎君 補欠
大島 友治君	中野 明君 正君
平井 卓志君	山田 勇君
宮島 涼君	橋本 敦君 補欠
稲村 稔夫君	山田 勇君
大島 友治君	伊江 朝雄君 補欠
大島 友治君	夏目 忠雄君 正君
平井 卓志君	伊江 朝雄君 補欠
大浜 方榮君	夏目 忠雄君 正君
添田 増太郎君	伊江 朝雄君 補欠
吉村 真事君	夏目 忠雄君 正君
本岡 昭次君	伊江 朝雄君 補欠
太田 淳夫君	夏目 忠雄君 正君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福間知之君外二名発議)	
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稲村稔夫君外三名発議)	
同日議長から次の報告書が提出された。	
研究交流促進法案(閣法第七四号)審査報告書	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その1)	
審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
審査報告書	
昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
大島 友治君	石井 道子君 補欠
大島 友治君	大浜 方榮君 正君
平井 卓志君	山田 勇君
宮島 涼君	橋本 敦君 補欠
稲村 稔夫君	山田 勇君
大島 友治君	伊江 朝雄君 正君
大島 友治君	夏目 忠雄君 正君
平井 卓志君	伊江 朝雄君 正君
大浜 方榮君	夏目 忠雄君 正君
添田 増太郎君	伊江 朝雄君 正君
吉村 真事君	伊江 朝雄君 正君
本岡 昭次君	伊江 朝雄君 正君
太田 淳夫君	伊江 朝雄君 正君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福間知之君外二名発議)	
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稲村稔夫君外三名発議)	
同日議長から次の報告書が提出された。	
研究交流促進法案(閣法第七四号)審査報告書	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その1)	
審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
審査報告書	
昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
大島 友治君	石井 道子君 補欠
大島 友治君	大浜 方榮君 正君
平井 卓志君	山田 勇君
宮島 涼君	橋本 敦君 補欠
稲村 稔夫君	山田 勇君
大島 友治君	伊江 朝雄君 正君
大島 友治君	夏目 忠雄君 正君
平井 卓志君	伊江 朝雄君 正君
大浜 方榮君	夏目 忠雄君 正君
添田 増太郎君	伊江 朝雄君 正君
吉村 真事君	伊江 朝雄君 正君
本岡 昭次君	伊江 朝雄君 正君
太田 淳夫君	伊江 朝雄君 正君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福間知之君外二名発議)	
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稲村稔夫君外三名発議)	
同日議長から次の報告書が提出された。	
研究交流促進法案(閣法第七四号)審査報告書	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所所管使用調書(その1)審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その1)	
審査報告書	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各所所管経費増額調書(その2)	
審査報告書	

大蔵委員	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
辞任	特定外航船解撤促進臨時措置法案（閣法第八六号）
稲村 稔夫君 高杉 健忠君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
補欠	社会労働委員会付託
岩本 政光君 大島 友治君 鈴木 和美君 対馬 孝旦君 和田 静夫君	工藤方砂美君 山崎 竜男君
赤桐 操君 鈴木 和美君	中村 錠一君
補欠	建設委員
関口 恵造君 石井 道子君 高杉 健忠君 浜本 万三君 片山 甚市君	柳川 覚治君 平井 卓志君 本岡 昭次君 稲村 稔夫君
補欠	予算委員
谷川 寛三君 坂元 親男君 赤桐 操君 関 嘉彦君	柳川 覚治君 伊江 朝雄君 板垣 正君 稻村 稔夫君
補欠	決算委員
上田 廣光君 稻村 稔君 田渕 哲也君	曾根田 郁夫君 夏目 忠雄君 大浜 方栄君 平井 卓志君 本岡 昭次君
辞任	社会労働委員長提出（衆第二〇号）
岩本 政光君 対馬 孝旦君 浜本 万三君 井上 計君	社会労働委員会付託
補欠	住宅保障法案（井上景君外五名提出）（衆第一九号）
関口 恵造君 浜本 万三君 井上 計君	建設委員会付託
辞任	社会保険労務士法の一部を改正する法律案（社
山崎 竜男君 伊藤 郁男君 柳澤 錬造君	会労働委員長提出）（衆第二〇号）
補欠	議院運営委員
山崎 竜男君 伊藤 郁男君 柳澤 錬造君	岡野 裕君 松岡演寿男君 斎藤 十朗君
辞任	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
竹田 四郎君 (村沢牧君の補欠)	国会法の一部を改正する法律案（遠藤要君外七名議）
理事 高杉 健忠君 (高杉健忠君の補欠)	同日議員長から次の報告書が提出された。
同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書
大蔵委員会	二六号）審査報告書
理事 竹田 四郎君 (村沢牧君の補欠)	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書
同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）審査報告書
運輸委員	地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書
辞任	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第七六号）審査報告書
山崎 竜男君 伊藤 郁男君 柳澤 錬造君	農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書
通信委員	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書
辞任	社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）
宮田 雄君 片山 基市君 山田 勇君	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書
通信委員	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書
辞任	参議院議員藤原房雄君提出VDT作業者の健康障害と労働安全衛生対策に関する質問に対する答弁書
稲村 稔夫君 高杉 健忠君	同日内閣から、参議院議員久保亘君提出共同漁業権の一部放棄及び漁業補償についての漁協の権限に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、五月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
補欠	同日内閣から、社会保険制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和六十年度社会保障制度審議会報告書を受領した。
稲村 稔夫君 高杉 健忠君	同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「昭和六十年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「昭和六十一年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受け領した。
辞任	同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和六十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

米軍用家族住宅建設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十一条によつて提出する。

昭和六十一年四月二十六日

参議院議長 木村 隆男殿

喜屋武貞榮

米軍用家族住宅建設に関する質問主意書

米軍用家族住宅建設に関する質問主意書
宅地や生産の場である農地等を米軍基地として取り上げられた沖縄の人たちが、米軍家族用の賃貸住宅を建設して、生計を立てていることは、既に昭和五十九年の第一〇一回国会における私の質問主意書で述べたところである。

一方、沖縄駐留の米軍用家族住宅の需要戸数は、現在、約一万二千戸程度である。ところが、本年三月三十一日の参議院予算委員会における私の質疑に対し、佐々防衛施設庁長官は、現在の沖縄の米軍用家族住宅の戸数について、米軍基地内に約六千五百戸、民間の賃貸住宅が約五千五百戸あると答弁している。ちょうど、米軍の需要戸数に見合う数である。

しかも、この五千五百戸の民間賃貸住宅のうちには、約一千戸近い空き家があるとも述べている。

この様な状況にあつて、しかも厳しい財政事情の下で、政府は、米軍に対する「思いやり予算」と称するものを使って、どんどん米軍用家族住宅の建設を押し進めているのである。

特に、沖縄県にあつては、昭和五十六年度から六十年度までの五年間で、千六百六十八戸が既に建設され、六十一年度の建設計画は、四百五十七戸であるという。このようにして、政府は、今後

も米軍基地内に、更に「数千戸」を建設していく予定であるようだ。

ところで、沖縄の人たちは、自ら好んであの広大な面積の米軍基地を受け入れているのではない。「日米安保条約」という名の国策の犠牲になつてゐるのではないか。

政府は、沖縄県民にその様な状況を強制しておきながら、沖縄県民が、やむを得ず米軍基地に依存する形で、米軍用賃貸住宅を建てて、生計を立ていかざるを得ないという立場にあるとき、政府は、日本を守つてくれているという米軍に対する「思いやり」の心で、米軍基地内に、どんどん住みよい住宅を建ててやつていているのである。

その結果、沖縄の人たちの生活の手段である米軍用賃貸住宅はどんどん空き家となつて、関係沖縄県民は生活の不安におびえているのである。まさに、「踏んだり駄のたり」「泣きの面に蜂」とは、ことこのではないのか。

そこで、以下質問する。

一 前記予算委員会における佐々防衛施設庁長官の答弁によれば、「一九七三年に海兵隊の人事政策が変わりまして家族を帯同してよろしいといふことに変わつたことから住宅の需要が非常に増大をして、特に沖縄において家族住宅あるいは宿舎の建設要求が大きくなつております。」

というような状況で、現在、米軍は、沖縄県下に「数千戸」の米軍用家族住宅の建設要求をしていることだが、この「数千戸」というのはあいまいなので、具体的には何戸であるのか、数字で示されたい。

二 「思いやり予算」による昭和六十一年度の米軍用家族住宅の建設戸数と建設費及び昭和六十一年

度の建設計画戸数とその予算額を全国及び沖縄県の分について示されたい。

三 米軍用家族住宅の需給関係は、前述のように、数字の上ではバランスがとれているよう

に思える。それにかかわらず、民間賃貸住宅の方には、既に一千戸近い空き家が出ているという実情を政府も認めている。

しかるに、政府は、今後も米軍基地内に「思いやり予算」によつて、なお、「数千戸」の米軍用家族住宅を建設しようというのか。

四 佐々防衛施設庁長官は、「私ども一挙に数千戸建てるというようなことは到底できるわけではありませんで、その意味では需給関係のバランスは余り崩れないであろう」と述べてい

る。また、「需給関係のバランスを崩すことのないよう配慮しながらやつてしまりましたし、これからもやつてしまりたいと考えております。」とも述べている。

しかし、この答弁の内容は、どうも事実と一致していないと思われる。既に、一千戸近い空き家が出ていることを認めながら、一方では、

「バランスを崩すことのないよう配慮し」という言動は、誠意あるものは言えないばかりか、矛盾も甚だしいと言わねばならない。

そこで、この米軍用家族住宅の需給関係がどうなつてゐるのか、具体的な数字で説明していただきたい。すなわち、米軍の必要戸数と現在基地内にある戸数及び民間の賃貸住宅の戸数を明瞭にして、需給関係のバランスがどうなつてゐるのか、具体的に明瞭にしていただきたいところである。

しかし、現在のように、政府の手で、米軍基地内にどんどん米軍用家族住宅が建てられて、米軍用賃貸住宅市場が狭められたら、建て直しや修理のために金を使う意欲は出でこないと思われる。その結果、更に空き家は増えて、沖縄における米軍用賃貸住宅業は成り立たなくなる

五 現在、民間の賃貸住宅に一千戸近い空き家が

出でているということは、沖縄の関係者にとっては、生活上の死活問題であるということは想像に難くない。

空き家になつた原因について、防衛施設庁長官は、「このあいどおり部分は昭和二十年代とか三十年代とかかなり古い時期に建てられたものもございまして、そのためやはり非常に古くなつて、ペイプとかなんとかもうまくない」と、こういうようなことからどうも空き家になつておる、こういう事実があるようございます。」と述べているが、本当に空き家になつた原因を、建物が古くて具合が悪いというだけの理由に帰してよいのか。

政府が、基地内に毎年五百戸前後の米軍用家族住宅を増やしている事実や、円高ドル安によって、米軍関係者が、その消費生活を基地内で済ませるというような傾向等とは一切無関係なのが、沖縄の民間の米軍用賃貸住宅が空き家になつてゐる真の原因について、政府はどのように認識しているのか、あらためて伺いたい。

六 仮に、空き家になる理由が、防衛施設庁長官の言うように、その老朽化にあるとすれば、これ等の家主たちは、その建て直しや修理等によつて顧客を確保して、生計が立ちゆくようになりたいところである。

しかし、現在のように、政府の手で、米軍基地内にどんどん米軍用家族住宅が建てられて、米軍用賃貸住宅市場が狭められたら、建て直しや修理のために金を使う意欲は出でこないと思われる。その結果、更に空き家は増えて、沖縄における米軍用賃貸住宅業は成り立たなくなる

そこで、VDT作業に伴う新たな職業病の発生を未然に防止し、VDT作業者の労働安全衛生対策の一層の推進を図る観点から、以下の事項について質問する。

一 VDT作業従事者の心身両面にわたる様々な健康障害の実態を、政府はどうに把握し認識しているのか、明らかにされたい。

二 労働省は、昨年十二月、「VDT作業のための労働衛生上の指針」を作成し、各企業を行政指導するよう各都道府県労働基準局へ通達を出していながら、指針作成までの経緯と、指針に基づく行政指導の効果について、どのように考えているのか。

三 労働省の指針においては、「一日のVDT作業時間についての上限が設けられていないが、昨年九月、日本産業衛生学会のVDT作業に関する検討委員会が公表した「VDT作業に関するガイドライン」では、「一日の作業時間は四時間を超えないようすべきである」としている。また、総評や同盟などの労働団体におけるガイドラインでも四時間以内としている。

四 VDT作業が妊娠婦に及ぼす影響についても大いに懸念される。

VDT作業の母体及び胎児への影響が解明されると、妊娠婦はVDT作業に従事させてはならないこととすべきではないかと考えるがどうか。

五 労働災害の防止のために、VDT機器の安全性についての技術基準についても早期に策定すべきと考えるが、その検討状況と今後の見通し

について明らかにされたい。

六 近年、VDT作業により視力障害を起こした労働者が、労働基準局へ労災認定の申請をしたところ、因果関係が不明であるとして却下された事例も出ている。

VDT作業による健康障害を理由とする労災認定の申請件数とその認定状況はどうなつているのか、明らかにされたい。

七 VDT作業と健康障害との因果関係が不明であるとして、労災認定が遅れているとすればゆべき問題である。

因果関係を究明するため、専門的研究機関を発足させ、早急に対応を図るべきであると考えるがどうか。

八 日本経営協会の昨年五月のメンタルヘルス対策に関する実態調査では、「FA(ファクトリー・オートメーション)」や「OA」など急激な技術革新の進展や複雑な人間関係の中での「心の病」に対する措置の遅れや把握の限界などが浮き彫りにされた。

そこで、今後のVDT作業従事者の労働安全衛生対策を強化していくためにも、VDT作業が心身両面の健康に与える影響についての総合的な具体的実態調査を政府として実施すべきではないかと考えるがどうか。

九 先きに触れた日本産業衛生学会の「VDT作業に関する勧告」では、作業者の健康と安全を守るために、安全衛生組織、VDT作業機器、作業環境、作業管理、健康管理について、あるべき条件や望ましい条件について勧告している。

政府は、この勧告の趣旨を真摯に受け止め

て、今後の行政的施策の中に十分生かしていくべきであると考えるがどうか。

十 政府による総合的な実態調査の実施結果を踏まえた上で、VDT作業者の労働条件の改善を図るため、単なるガイドラインにとどまらずに、労働基準法や労働安全衛生法の改正へ向けて、法的規制措置を早急に検討すべきと考えるがどうか。

右質問する。

昭和六十一年五月十三日

参議院議長 木村 積男殿
内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員藤原房雄君提出VDT作業者の健康障害と労働安全衛生対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五について

VDT作業の妊娠婦に及ぼす影響については、現在までのところ、妊娠婦のVDT作業への就業を制限するに足る医学的、科学的根拠は明らかにされていない。

六について

「VDT作業のための労働衛生上の指針」において、VDT作業に適したVDT機器等について示しており、当面はこれにより指導の徹底に努めることとしている。

なお、今後とも、VDT機器に関する技術の進展が見込まれるので、引き続き新しい知見の集積に努めてまいりたい。

七について

現在、労働省で把握しているVDT作業従事者からの眼精疲労等の眼の疾患に係る労災請求件数は四件あり、このうち業務外と決定したものが五件、調査中のもの三件である。

VDT作業従事者から眼精疲労等の眼の疾患

について労災請求が行われた場合には、個々の事案ごとに、就労実態、作業環境、健康状態等について十分な調査を行い、必要に応じ専門医の意見を徴するなどにより、業務との相当因果関係について適正な判断を行つてある。

今後とも、業務との相当因果関係を明らかにするため、必要な医学的情報の収集に努めるとともに、専門家による検討会議を設けるなど、労災認定の適正化に努めてまいりたい。

なお、労働省としては、VDT作業が労働者の健康に与える影響について、産業医学総合研究所、産業医科大学及び専門家による委員会において慎重に検討を行い、必要な予防対策を講じているところである。

八について

九について

日本産業衛生学会のVDT作業に関する検討委員会が作成した「VDT作業に関する勧告」は、日本産業衛生学会として正式に外部に公表したものではないと聞いているが、その内容のうち主として健康管理について、「VDT作業のための労働衛生上の指針」を策定する段階で十分参考とした。

十について

VDT作業が労働者に及ぼす疲労等の健康影響を予防するため、昭和五十九年一月に指標（ガイドライン）としての「VDT作業における

労働衛生上の指針」を公表したところである。この指針に基づいて適切な労働衛生管理を行うことにより、疲労等を防止することができるところとともに、医学的、科学的知見の集積に努めてまいりたい。

昭和六十一年五月十四日 参議院会議録第十六号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二一(大代) 〒 105
三定三仙一〇円部